

第 2 章 富山大学の発展 その 1

昭和40年～昭和45年

第 1 節 団塊の世代と国公立大学

1960年代日本の大学をとりまく環境を大きく変えたのは、第二次大戦直後の昭和21、22（1946、47）年ころからはじまるいわゆる第一次ベビーブームによる人口の急増であった。この世代が成長するにつれて、小学校、中学校さらに高等学校で「スシづめ授業」、急ごしらえの「プレハブ校舎」が出現した。無論、教員の数も不足ぎみであった。この人口急増は25（1950）年でほぼもとに戻った。この人口突出世代を形容するのに「団塊の世代」という用語もつくられた。

日本の大学はこの「団塊の世代」を昭和40（1965）年から45（1970）年にかけて迎えることになった。文部省は早くからその対応策を検討していた。昭和38（1963）年5月以降、文部省は将来の大学志願者、入学者等の推計を行い、昭和39（1964）年4月上旬に一応の試算（昭和38年を基礎とし昭和41年度までの増員を約10万人と見込んだもの）をまとめた。そのうち昭和40年度増員として大学15,700人（国立4,000、公立1,200、私立10,500）、短期大学11,300人（国立400、公立400、私立10,500）、計27,000人という見込数をたて、大学側に提示し、同時にそれを基礎として昭和40年度概算要求を大蔵省に提出した。

しかし概して大学側、とくに国公立大学の対応は慎重であった。「大学の量的拡充のみならず、大学の質的水準の向上が必要」という姿勢であった。結局、昭和40年度増員予定は当初見込数を全体で約8,000人下回った18,984人であり、なかでも国立大学については大学3,004人、短期大学390人と少ない割合にとどまった（表1）。

翌年、文部省大学学術局は昭和41年度の国立学校新規概算要求の基本方針を定め、国立大学に通知し、あらためて臨時増募の協力を呼びかけた。そのなかで大学からの強い要請を受け、学生定員の拡大にあ

表 1 昭和40年度設置者別、大学、短期大学別増員見込数

区 分	国 立		公 立		私 立		計		
	大学	短大	大学	短大	大学	短大	大学	短大	計
概算要求時 見込み数 (昭39.8.31)	4,000	400	1,200	400	10,500	10,500	15,700	11,300	27,000
設置等認可申請 締切時見込数 (昭39.9.30)	4,409	350	235	140	11,715	8,155	16,359	8,645	25,004
設置認可後 見込数 (昭40.3.20)	3,004	390	370	100	9,630	5,490	13,004	5,980	18,984

わせて、講座、学科目の新設整備、さらには学部の改組、学部新設についても前向きな姿勢を打ちだした点が注目される。以下、昭和40年5月7日付で各大学に送られてきた文部省の基本方針の全文を掲げる。

昭和41年度国立学校新規概算要求基本方針

大学学術局

40.5.7

・国立学校

1. 大学入学志願者増加期間中における拡充整備
さきに昭和40年度の予算構成にあたっては、さしあたり40年度および41年度の増員を約11,000人（大学10,000人、短期大学1,000人）と見込み、そのうち40年度分として約3,400人（大学3,000人、短期大学400人）の増員を措置した。

ここに、昭和41年度の予算構成を行なうにあたっては、改めて大学入学志願者の増加の見通し、最近における国公立大学の増募の実績、国立大学に対する社会的要請等を勘案すると共に、大学教育の質的水準の維持向上についても充分留意し、また、大学入学志願者が最大の規模に達する時期が昭和43年度であることを考えて、次のとおりあらたに43年度までの学生増募の見込みをたて、その上にたって41年度の計画をたてることとする。

(1) 学生増募の規模と方法

イ. 43年度までの増募の規模は、目下慎重に検討

中であるが、おおむね次の程度を目安とする。

	(40年)	(41年)	(42年)	(43年)
大学	3,000人	4,000~6,000人	3,000~4,000人	2,000~3,000人
短期大学	400人			

□．学生増募の内訳は、昭和40年度と同様に、おおむね次のとおりとする。

人文社会系 4 理科系 6

この場合、人文社会系については社会科学系に、理科系については理工系に、重点をおくものとする。

ハ．学生増募にあたっては、従来とってきた予算措置を強化するほか、現在の諸条件のもとでも可能なものについては、できるだけ増員をはかり、また、「多人数教育の方法」をできるだけ活用して増員をはかる。

なお、43年度までの間に、大学の事情により可能な範囲内において、臨時的な増募措置をもちあわせて考慮するものとする。

(2) 学部の新設、学部の改組

イ．学部の新設については、特別の事情があり、学部設置の諸条件について明確な見通しのある場合以外は、原則として行なわない。

なお、歯学部は設置しない。

□．文理学部の改組は、改組案の整ったものう

ちから実施する。

(3) 教員養成学部の整備

イ．学芸学部および教育学部の目的性格を明らかにして学科目の新設整備等を行ない、教員組織の整備充実をはかる。

□．理科・数学等の特別教科教員養成課程を地区毎に、条件の整った大学、学部の新設する。

ハ．養護学校教員養成課程を、年次計画で新設する。これと並行して、地区毎に養護学校を設置すると共に、それ以外の附属学校に特殊学級を設置する。

ニ．幼稚園教員養成課程を、地域の需要等を勘案し、態勢の整った大学、学部の新設する。これと並行して、附属幼稚園の新設について考慮する。

ホ．養護教諭養成所の新設は、既定計画を実施する。

(4) 短期大学

イ．看護短期大学の新設については、校地・校舎・教員組織等設置に必要な諸条件の整ったものにつき、地域的配置を考慮の上、これをとりあげる。

□．学科の増設および学生定員の増加は、校地・校舎・教員組織の諸条件を考慮の上、できる限り実施する。

2. 大学院の強化充実

(1) 大学院の修士課程については、既設の課程の



大学祭 (1960年代)

ゼミ旅行 (1960年代)

整備充実を主眼とし新設については厳選する。

(2) 大学院の学生定員は、理工系・医歯薬系について、大学院研究科の設置以後に増設された講座および研究部門ならびに研究施設の部門を積算基礎とする等増員をはかる。

(3) 教育研究設備については、新しい整備計画を立案して充実をはかる。

3. 教養部の新設

教養部の設置については、学内の態勢が整い、強い要望のある大学について考慮する。

4. 講座・学科目の新設整備

講座および学科目の新設整備については、大学の順位を尊重すると共に、学生増募との関連をも考慮し、個別に検討して必要なものを取りあげる。

なお、この際、一般教育の教員組織の整備充実を留意する。

5. 大学附属図書館の整備充実

大学附属図書館については、近代化の方向にそって整備充実をはかる必要があるが、さしあたり昭和41年度からは、指定図書制度の実施等を促進する。

6. 附属研究施設の新設整備

既設の研究施設の整備充実重点をおき、新設については厳選する。

7. 厚生補導の整備充実

保健管理センターの設置および厚生補導体制の整備をはかる。

また、寄宿舍・学生会館その他の課外教育施設は、その管理運営の改善と並行して整備を促進する。

. 大学附属病院

1. 診療要員、薬剤要員、看護要員および保険請求事務関係職員については、おおむね従来の方針によって整備充実をはかる。

2. 中央診療施設の新設整備

中央検査部等の中央診療施設については、建物の整備状況その他の条件を考慮して、新設整備を行う。

3. 学部附属各種学校の新設整備

衛生検査技師学校等の学部附属の各種学校については、従来の方針によって新設整備を行う。

. 附置研究所

1. 研究所の新設

日本学術会議から勧告のあった共同利用研究所のうち、学術奨励審議会学術研究体制分科会におい

て結論を得たものを優先考慮する。

2. 既設研究所の整備充実

全体計画の進行途上にある既設の研究所については、既定計画に従って、その整備を促進する。また、その他の研究所についても、大学の要求を慎重に検討して整備充実をはかる。

3. 研究用設備の充実

学術研究の方法の進歩に伴い、最近急速に高精度、高能率の研究機器が必要とされるので、その整備について検討する。

4. 重要研究の推進

災害、宇宙、がん、脳、原子核、地震予知等の重要な基礎研究および国際地球内部開発計画、太陽極小期国際観測年等の国際的な計画に基づく国際協力研究については、学部、附置研究所および附属研究施設を通じて、全体計画を策定し、その推進をはかる。

上記の文部省の要請を受けて、昭和40年6月に開催された全国国立大学協会、ならびにその議論をふまえた国立大学学長会議は、前年度までの臨時増募に対する消極的な態度を反省し、将来若者たちの大学進学志願率の高まりを考慮すれば、いわゆるベビーブームによる大学生の増加を一時的な現象とみず、恒常的な大学拡充の方針に転化すべきであること、したがって学生増募にともなう予算措置、教職員および施設設備の十分な確保が必要であることをかさねて文部省に要請した。

大学入学志願者急増対策については、国において逸早く基本方針を策定して着々これが実行に移されつつあるが、国立大学協会においても、事の重要性にかんがみ、既に昨年6月、国立大学における一万人の増員は教育の機会均等と国立大学の社会的役割から見て誠に寡少に過ぎるものといわざるを得ず、よって、恒久的観点にたつて、各大学の計画をじゅうぶんに勘案して実情に即する適切な措置を講ぜられるよう要望したところであるが、昭和40年度における国立大学の学生増員の実態は当初計画のおよそ75%の3,000人であり、国公私立大学全体（短大を含む）から見ても当初見込数を約8,000人下まわっている現状であって、この

ことはわれわれ教育の任にあるものとして誠に憂慮に堪えないところである。

学生の増加は、昭和22年のいわゆるベビーブームによる臨時現象にとどまらず、大学進学率の向上と大学教育に対する社会的要望からして恒常化するものと見なければならぬ状況から見て、政府はこの際次の諸点に留意し、大学入学志願者急増対策について更にあらゆる角度から慎重に考慮の上万全の措置を講ぜられるよう、ここに重ねて要望する。

1. 大学入学者の増加により大学教育の質的水準の低下をまねき、わが国大学教育の未来に禍根を留めることのないよう特に配慮されたい。
2. 人文社会系の増募にあたっては、各大学の自主性を尊重し社会系のみにとどまらず人文系についても考慮されたい。
3. 増募に見合う教職員の増員とその確保および施設設備の充実について格段の配慮をされたい。
4. 一般教育と学生の厚生補導については、現状においてもはなはだ不満足な状態にあるので、その人的物的両面の整備充実について特に考慮されたい。
5. 増募に伴う予算措置については、前向きに配慮されたい。

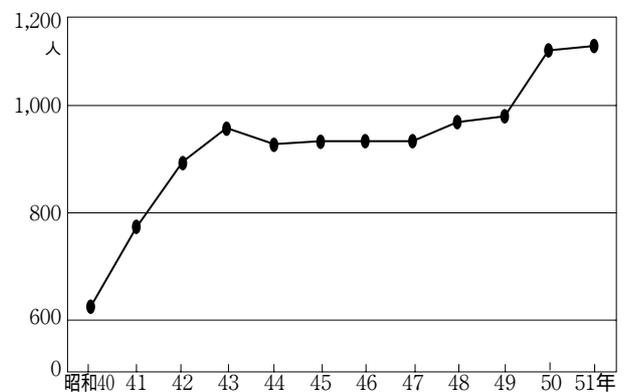
(出拠：国立大学学長会議 昭和40年6月26日)

富山大学も同様な対応に動いた。当時、富山大学には文理学部があり、文理学部の教官が同時に全学部1、2年生の一般教育を担当していた。もしこの機会に一般教育を専門に担当する教養部を独立させ、さらに文理学部を人文学部、理学部に分離独立できれば、この上なく富山大学の発展拡充につながるからであった。この目標は関係者の努力のすえ、教養部の独立は時を移さず昭和42(1967)年4月1日に実現し、人文学部、理学部の分離独立は遅れて昭和52(1977)年4月1日ようやく実現した。そのほか教育学部に養護学校教員養成課程(昭和42年度、入学定員20人)、次いで幼稚園教員養成課程(昭和47年度、入学定員30人)、工学部に電子工学科(昭和43年度、入学定員40人)が新設された。この時期、学科の新設がない学部でも学生定員は臨時、正規を含めて大幅に増員された(昭和43年度、文理

学部人文学科20人増、理学科65人増)。増員はさきの文部省からの要請に「人文社会系4、理科系6」とあったように、主として理科系学生の増員と養成に力点がおかれ、当時の世相を反映している。ただ富山大学工学部は当時まだ高岡市にあり、高岡残留が富山市五福に統合移転するかの結着がついていない状況のもとで、この拡大チャンスを十分に生かせ切れない事情があった。各学部の対応の詳細については、部局編を参照していただきたい。

図1 昭和40年～51年までの富山大学入学者変遷数およびグラフ

昭和(年)	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
入学定員	650	760	876	945	915	915	915	915	945	950	1095	1100



第2節 大学紛争

ベビーブーム世代の大学進学に対しては、文部省および大学はさきに述べたように早目に対応を講じ、大幅な増募に踏み切ったはずであった。しかし18歳人口の急増とかれらの間の大学進学志望率の年々の高まりから、ベビーブーム世代にとっては大学受験は依然として激しいものであった。大学紛争とよばれる学園内における学生の政治活動や大学の保守的な体質改善を要求する学生運動が全国的な規模でピークに達したのは、昭和43、44(1968、1969)年のことであり、団塊世代の在学年と一致する。これはけっして偶然のことではない。

しかし1960年代後半から1970年初めにかけての学生運動はいろいろな原因が重なって高揚した。そのひとつは反資本主義を標榜する社会主義運動の世界的な高まりであった。日本では1960年について、1970年に二度目の日米安全保障条約の更新を迎える

が、前回の更新時にまして大学生たちが反対の運動に同調した。そのアメリカは朝鮮半島同様に南北に分裂するベトナムの南ベトナム政府を支援し、1965年2月に北ベトナムに対して爆撃を開始した。しかしソ連邦・中国に援助された北ベトナムの抵抗は激しく、長期戦となるにしたがい、アメリカ国内に厭戦気分、そして若者の反戦運動が激しくなった。

一方、隣国の中国大陸でも文化大革命と呼ばれる反自由主義と毛澤東主義の高揚運動が大規模に展開しつつあった。この文化大革命は1972年で一応の終息をみたが、その結果は自由主義を復活させて中国の深刻な食料危機を打開した劉少奇とその一派（実権派）は失脚させられ、毛澤東とそれを助けた軍の指導者林彪が権力を掌握した（林彪も1971年に排除される）。いわば政権をめぐる権力闘争であり、そのために大衆が動員された政治運動であった。少年少女、学生たちは「造反有理（反乱することが正しい）」を合い言葉に、解放軍の先兵として駆り出されたのである。日本の大学紛争中にも「造反有理」のスローガンが掲げられた。

現在、中国の文化大革命の評価において、1965年にアメリカが北ベトナムに爆撃を開始したことが、毛澤東に危機感をいだかせ、権力奪回の文化大革命を決意させた要因のひとつと指摘されており、日本の大学紛争もこれらの世界的な動きのなかで生じていたことがわかる。

1 富山大学紛争の発端 経済学部問題

富山大学の場合、その発端は一般の大学紛争とはおおよそ縁遠いような事柄、つまり経済学部における教官人事の、それもいわば手続きのもつれから生じた。個人のプライバシーに関わる人事のことゆえ、はじめは経済学部教官のなかの、限られた教授陣のなかで秘密裏に問題解決がはかられた。しかしそれがひとつの教授ポストをめぐり、外部採用か、内部昇任かの問題となると、経済学部の若手教官の利害にも関わり、一段と複雑な様相を呈した。当時、そして現在も依然としてそうであるが、「富山大学教員（教授・助教授・講師）選考基準」によると、人事権は教授にのみあり、助教授、講師には教授と同等な人事権は与えられていない。1年あまりして経

済学部内における一応の調整はつき、より民主的な人事ができるように新しい人事に関わる内規が経済学部で制定された。しかし評議会はこの経済学部の新しい内規が助教授、講師にも人事権を与えることになり、「富山大学人事選考基準」に抵触するとして、反対する姿勢を取り、頑として譲らなかった。したがって経済学部問題は解決がさらに遅れることになった。この事件の顛末については部局編・経済学部で詳しく記されるので参照願いたい。

経済学部の人事問題は昭和41（1966）年に発生し、一応の解決を見るまでに約3年を要した。しかしその時、すでに全国的な大学紛争の波は富山大学にも押し寄せていた。経済学部の人事問題も大学の持つ旧体質のひとつとして、改めて批判的に上げられることになった。当時の富山大学の横田嘉右衛門学長（1961年12月20日～1969年3月9日、辞任）は経済学部問題に関してこれまでの秘密主義を改め、一応の解決を見た事件の真相を全学の教職員に公表し、大学紛争の火種を消そうと考え、評議会もそれを了承した（昭和43年11月27日付の学長所見）。

その学長所見の最後に「本部占拠」の項があり、「ここに不幸にして予期せざる事態を生じた」として、経済学部問題の真相究明を掲げる一部学生（全学闘争連絡会議）が、昭和43年11月12日深夜に富山大学本部を占拠し、大学中枢の機能をマヒに陥らせている状況を述べる。しかし当時、東京大学では昭和43年3月28日に全学共闘委学生らによって安田講堂が占拠され、6月17日に警察力を導入して一度排除したものの、7月中に再占拠されたまま、いわゆる東大紛争の真最中であった。同年11月1日には東京大学の大河内総長は紛争責任をとって辞任した。大学紛争の風潮はすでに地方の大学にも浸透していたのである。富山大学にとって経済学部問題は格好の紛争材料となった。

上記の学長所見に述べられていることであるが、富山大学評議会は11月11日、経済学部が学部の人事収拾案として提出した「経済学部人事教授会暫定規則案」をようやく承認した。これで経済学部問題に決着がついたと思った矢先、これを聞きつけた一部の学生が大学本部と経済学部事務室をバリケードで封鎖し、21日には全学闘争連絡会議（全闘連）の名称で学長、評議会および経済学部教授会に対し、経



薬学部を封鎖する学生（手前）とぶつかり合う教職員ら
（昭和44年3月11日）



いすなどのバリケードを排除する機動隊（昭和44年4月9日）
（北日本新聞社提供）



学園紛争（昭和43～44年ころ）学生デモ



学園紛争（昭和43～44年ころ）機動隊出動



経済学部問題 6 項目の質問状をつきつけて大衆団交を要求してきた。

横田学長、評議会ともに大衆団交に応じる意志なく、ひたすら学生への説得を試み、二通りの告示をだし、一刻も早い事態の終息を望んだ。一方、経済学部教授会は11月25日、および28日に黒田講堂において全関連学生の要求する大衆団交に応じ、当面の打開を計ろうとした。そのさい、本部を占拠した学生は富山大学後援会（昭和25年設立、会長富山県知事）の書類を持ち出し、会費の一部が接待費の名目で不正に使用されていると非難した。これに対し後援会は緊急の理事会を招集し、その疑念を解くとともに、一日も早い大学の正常化を訴えた。その間の状況は『富山大学学報』第108・109号（昭和43年11・12月）に次のようにまとめられている。

学内諸報

全関連学生による大学本部不法占拠

11月12日午前2時、経済学部教官人事の暫定規則に反対する反日共系（全関連）学生により大学本部が不法に占拠された。そのため事務局、学生部の大部分の書類が封鎖され、わずかに給与関係と奨学金関係の書類のみが搬出されたにすぎない。この状態が続けば本部は勿論各学部の機能が麻痺し、教育研究のための図書・機材の購入、スキー講習会等すべての学生課外活動ならびに学内諸施設の工事が困難となり、開学以来はじめての憂慮すべき情勢といわねばならない。

11月27日学長から「学生諸君に告ぐ」（後記）および「占拠学生に対する告示」（後記）が行われ、12月5日および6日には学長より本部不法占拠学生に対し学長、各学部長、教養部長、事務局長、学生部長と学長室で条件付きで話し合いに応ずることを呼びかけたが占拠学生は応ぜず、彼等はあくまで黒田講堂等で大衆団交することを強く主張して譲らず、本部の不法占拠は当分続きそうな状況である。

「学生諸君に告ぐ」

1968年11月27日 学 長

経済学部の教官人事の紛争に端を発し、11月12日午前2時頃迄に一部学生により予知せざる本部

占拠の不祥事が起った。

既に占拠 2 週間に及び、本部中枢の機能は麻痺し、これは直ちに各学部の教育研究に対し、日一日と甚大な影響を与えつつある。即ち育英資金、薬品器具等の購入、学生の保健体育および課外活動に対する諸費用の未払い、ならびに業者の未払いをはじめ入試、卒業等に対する諸準備の渋滞など枚挙に遑がない。

本部職員はもとよりのこと各学部、教養部教官も一せいに立ち上がり、占拠学生に対し退出を説得している。

この際、学生諸君の良識により、富山大学の名誉のためまた一般社会人の大学に対する信頼を克ちうるよう、一日も早く事態終息のため奮起することを強く要望する。

「占拠学生に告ぐ」

1968年11月27日

富山大学長 横田嘉右衛門

このたび、諸君が不法に大学本部を占拠し、当局の再三の申し入れを拒否して、大学の正常な教育、研究業務を阻止していることは、甚だ遺憾である。

本部占拠中の学生は、大学業務の執行を正常な状態に復し、一般学生にも多大の迷惑を及ぼしている事態を一刻も早く解消するよう、速やかに退去せよ。

富山大学後援会緊急理事会

去る11月12日、一部学生が大学本部を不法占拠し、富山大学の協力機関である富山大学後援会の書類を許可なく持ち出し曲解して発表した。

このため、在學生、教職員ならびに一般社会の不信と疑惑を招き、関係者に多大の迷惑をかけることとなった。

後援会は、昭和43年度の後援会費の用途について審議するため、12月7日午後1時30分より県職員会館において名誉会長、副会長、常任理事、理事及び監事等26名出席のもとに緊急理事会を開催した。

理事会は、この会議において、大学の現状について大学当局に報告を求め、後援会関係の副書添書ならびに説明に基づき審査の結果、次の声明を決議し、これを学内外に公表し、後援会費に関す

る疑惑を解くとともに、理事会として今後とも後援会設立の趣旨にのっとり富山大学発展のために、更には紛争解決にも一層の熱意をこめた協力を惜まないことを表明することにした。

声 明

- 1 昭和43年4月から本日までの後援会費の用途の方法については、検討した結果、妥当であることを確認した。
- 2 経済学部長は、人事教授会暫定規則により、すみやかに教官の人事を促進されたい。
- 3 本部占拠学生は、大学の正常化のため、すみやかに本部から退去されたい。

昭和43年12月7日

富山大学後援会理事会

(以上出拠：『富山大学学報』第108・109号、昭和43年11・12月)

やがて富山大学においても全学大衆団交実行委員会が結成され、それには下記の9委員会・執行部が名を連ねた。

全闘連、般教自治会執行部、経専自治会執行部、薬友会執行部、全寮闘争委、2工連、3工連、経B大衆団交実行委、理学科闘争委

かれらは経済学部問題のほか、他大学において典型的にみられる学内の諸問題を攻撃の材料にとりあげ、昭和43年12月16日には、5項目(経済学部問題、後援会問題、自衛官問題、工学部五福移転問題、学寮規則問題)について学長、評議会との大衆団交を要求した。横田学長は大衆団交には応ぜず、学生の要求する5項目について、昭和44年1月18日付で学長所見を公表し、一日も早い大学の正常化を学生ならびに教職員に訴えた。以下にその原文を掲げる(昭和43年12月起草)。文中、1 経済学部の諸問題について、の項はさきに学長が教職員むけに発表した所見(昭和43年11月27日)に基づき、一部語句を修正した内容となっている。

本学の当面する諸問題についての所見

昭和44年1月18日

富山大学長 横田嘉右衛門

まえがき

経済学部の教官人事に端を發し、問題は意外な

道をたどり遂に学部のみならず大学全体の自治の域を越え学外までも波及した。大学人はひとり残らず大学の自治を堅持し、大学の自治の基盤である学部自治に徹すべきである。しかるに、こと志と異なり、本日の事態にまで立ち至ったことは甚だ遺憾である。

目下当面する本学の主たる問題は下記のごとくで、これらにつき順を追って経緯をのべ、併せて学長の主張を訴えたい。

本学の当面する諸問題

- 1 経済学部の諸問題について
- 2 大学後援会費の用途について
- 3 薬学部における自衛官の研修に関する問題について
- 4 工学部五福集中の問題について
- 5 学寮規則について

1 経済学部の諸問題について

経済学部のまる2年にわたる諸問題については、もっと早く学内広く周知方取り計らうように一般に考えられるが、こと個人のプライバシーにも関し、且つまた学部自治尊重の精神から今日まで止むを得ず延引した点を了承されたい。

(1) 経済学部教官人事の内規細則

経済学部では、昭和41年度の概算要求により経営学科の増設が文部省議をいったん通過したが、その後大蔵省折衝において否決された。その当時経営学科の増設を見越し学外の某氏を教授として予定していたが、これを経営学科否決後において経済学科の教授定員をもって採用しようとした。このことに端を發し助教授・講師をもって組織する助講会がこの人事に反対し、結局教授団と助講会とで話し合いの結果、某氏の教授就任は取り止めとなった。

これが機運となり教官人事に関する申し合せ事項ができた。その主旨は学部全教官の意向が教官人事によく反映するようにとの意図と考えられた。これが更に教授会において教官人事に関する内規細則となってあらわれた。この内規細則の主旨は、人事教授会とは関係なく学部教授会が業績審査委員会を設け、その結果を人事教授会が尊重するこ

と、また業績審査委員会の主査が自動的に人事教授会のもとにおける選考委員会の長となること、教官人事は人事教授会が最終的に決定するが、事前に学部教授会の承認を求めなければならないことなどである。この内規細則は現行の経済学部教授会規程および大学の教官選考基準に違反するものとして内田教授外3名が評議会あて違法の提訴をし、同時にその資料を文部省に送付した。しかしながら学長は評議会議長として提訴の経緯につき疑義をもち、反面学部自治尊重の建前から学部内で処理されるべきものとして提訴の受理を逡巡したが、結局評議会に諮り受理した。

評議会は学長をふくむ学部長の特別小委員会の報告に基づき慎重に審査した結果「違法の提訴には疑義がある。しかし、この内規細則は誤解を招く問題点があるので再考のうえ人事を進められたい。」と決定した。

(2) 内田教授に対する教授会等への出席停止および講義・ゼミの停止

内田教授の(1)に述べた事件およびこれに関する言行に基づき、内田教授に対し教授会は、教授会の議に基づき昭和41年9月教授会等への出席停止の処分を行なった。

ついで昭和41年暮の教授会において、昭和35・36年度頃の学業成績証明書改ざんの件が議せられ内田教授が成績偽造をしたとの判定を与え、同教授の講義・ゼミの停止を宣した。本件に関して学長は事前に学部長に対し学部内の問題として善処するよう強く要望し、且つ教授会にはかかる停止の権限のないことを文書をもって伝えた。しかし教授会はそれに応じなかった。

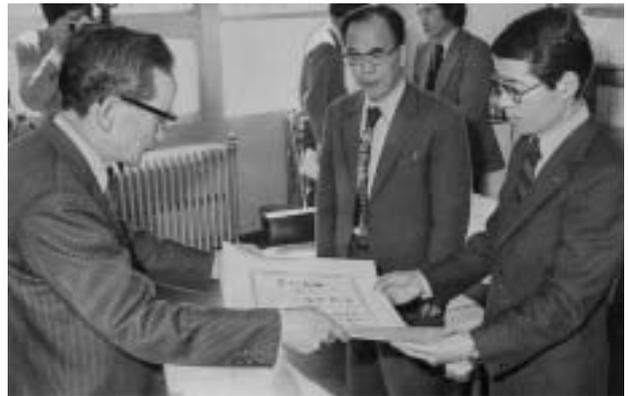
内田教授はこれらの停止措置を不服として昭和42年4月人事院に提訴した。事後においてこのことを聞き学長は大学の自治の建前上甚だ残念に感じた。

人事院は提訴受理の約1カ月後来学し事情を聴取したうえ当事者間の和解を希望した。しかし遺憾ながらこの和解は成立しなかった。引き続いて経済学部に対してなされた学長の努力の結果のあらわれる以前、遂に9月学長あて人事院判定書が来るにいたった。

本件については既に評議会においておよそ結論



学生たちに講義する内田教授(左上)(北日本新聞社提供)



和解が成立し、学生に修了証書を手渡す林学長(左)中央は内田元教授 富山地裁(昭和53年3月2日)(北日本新聞社提供)

に近づいていたので大学自治を堅持する建前から文部省を通じ人事院に対しその判定を下す時期を待つよう要望したが人事院はそれには応じなかったことは遺憾であったが、人事院は大学の要請とは無関係に判定を下すことも独立機関である以上やむを得なかった。ここに判定書の要点を述べると、(イ)教授会への出席停止について

教授会がその制裁措置として構成員に対し教授会への出席停止を命ずることは、緊急な事態に対処するためのやむを得ないものであるべきこと、および停止の期間とその理由との間に客観的に妥当と認められる均衡の存すべきことが要求されるものと考えられる。

かかる観点から申請者の言動は、教授会の構成員としての配慮という点において若干問題はあるにしても、調査結果において認定した具体的な事情をもって教授会への出席を無制限に停止する理由とすることは著しく当を失したものと判断される。

本件における教授会の措置は、法規に定める手続きによらずして法定の身分をはく奪するに等しく許されないものと判断される。

(ロ) 講義およびゼミナールの停止について

大学教授は国家公務員法、教員公務員特例法その他の法令の定めるところによりその職務を適正に行なうこととされているとともに、分限または懲戒に関する法定の手続きによることなくその意に反してその主要な職務である学生を教授し、その研究を指導することを停止されないものと解される。

かかる観点から申請者の成績証明書偽造事件に関与した行為、その他の教授会が非難する行為を理由にその意に反し職務の遂行を停止されるためには、法定の手続きにより任命権者が行なう分限または懲戒処分によることを要するものであり、その方法理由のいかんにかかわらず、教授会が申請者に対しその職務の遂行を停止させる措置をとることは許されないものと判断する。

以上要するに、教授会が申請者に対してとった措置はいずれも不当なものとして許されないものであるから、学長は、すみやかに申請者が申請者の要求にかかる教授会への出席停止を解除されるとともに、講義およびゼミナールの担当を復活されるよう措置すべきである。

(3) 学生の単位認定

前後するが昭和42年2、3月において内田教授の講義・ゼミ停止に伴い、受講学生の単位不認定の問題が生じた。これが遂に学長学部長を被告とする原告学生による「単位不認定違法確認」の訴訟が富山地裁に提出受理されいままって継続中である。

学部長は内田教授の講義・ゼミを他教官に転向するよう説得し、内田教授も自分のために迷惑のかからないように説得した事になっているが、いずれの説得にも応じなかった学生が提訴したと考える。

本提訴に先だち学長は経済学部長に対し学生の単位の件については学生に迷惑がかからぬように取り計らうよう要請した。

また本件について評議会においても話題となったが既に裁判に移っているので見送りとなった。

(4) 内田教授の懲戒免官処分の申請

昭和42年春に教授会から、教授会の議に基づき内田教授の成績改ざんを理由とする懲戒免官処分の要請書が評議会に提出された。

これに対し評議会は学長をふくむ6名の特別小

委員会を設け、その報告に基づき評議会は慎重審議の結果「内田教授については学業成績証明書の件で種々問題が感ぜられるが、成績格上げの責任を内田教授一人に帰することは適当でない。しかし深く反省を求め。」と決定した。

深く反省を求めることの内容は学長が直接内田教授に対しては口頭で、「不愉快なこともあると思われるので自発的に他に転職ということも考慮されてはどうか」ということである。

また教授会に対しても反省を求めた。その反省の内容は経済学部全体を代表し学部長が学長に対し本件に関し教授会のとった行きすぎを陳謝することであった。

(5) 評議会の最終決定

以上教官人事の内規細則（内田氏提訴）内田教授の懲戒免官（教授会要請）その他教授会等への出席停止、講義・ゼミの停止等に対し評議会は昭和42年11月2日に前述のごとく一括して決定し、11月7日それぞれ当事者に手交した。なおこの決定書の最後には「相互において今後あらゆる報復措置をとらないこと」を明記してある。

この評議会決定に対し、教授会は全面的に受諾することを約した。内田教授は成績問題に関する反省についてはその事実なしとして評議会決定を拒否した。その後教授会は内田教授の講義再開については復元しなかった。更に不幸なことは内田教授により経済学部の野崎富作外8名の教官に対し名誉毀損の民事訴訟が富山地裁になされたことである。これよりさき経済学部教授会は経済学部学生に対し評議会決定事項についての説明会を催したが、その際内田教授の名誉を傷つける言動もあったと聞き及んでいる。

(6) 教官人事促進の新方式

以上評議会の決定により経済学部の運営も軌道にのるものと大いに期待したが、残念ながら教官人事が全く難行し膠着状態に陥り込んだ。その理由は、人事教授会が当時5対3にわかれて対立し、根深い相互の不信感によりお互いに歩みよりを見せず、この状態が最近まで続いた。これに対し学長は、評議会に委細報告し、その委嘱により主として学部長懇談会において打開収拾に努力したが、遂に本年11月11日の評議会で経済学部長の要請に

より次の新しい方式がやむを得ず了承され、漸く教官人事の進捗の糸口を見出した。

即ち「現在7名の人事教授会構成員に新たに経済学の4系列の分野から助教授各1名計4名を加える」当分実質3名。この方式は経済学部7名の教授の各試案のうち経済学部長試案の一つが評議会です了承されたものでその後経済学部教授会において可決し、更に評議会承認された。

この承認は経済学部の希望する人事の促進が必ず実現できるとの学部長の言明に基づいて行なわれたものである。

(7) 経済学部学生自治会のスト

これよりさき、教官人事の停滞を不満として経済学部教授会要請の教授会新規則「経済学部教授会規程第3条但し書削除」を固執する経済学部学生自治会は、これを強く要求して評議会会場に乱入し審議を不能ならしめた。その後スト決行の暴挙に出たが評議会決定の新方式が了承されたのちストを解除した。

(8) 一部学生による本部占拠

以上はまる2年にわたる経済学部諸問題の概要であるが、不幸にも予期せざる事態を生じた。それは経済学部教官人事の新規則「教授会規程第3条但し書削除」をあくまで固執する一部学生が11月12日午前2時10分本部占拠の暴挙に出たことである。この一部学生は全闘連と称し、その主張は当初経済学部の教官人事の新規則無条件承認、学長・評議会総退陣、大学官吏の官僚制打破であったが、次いでまる2年にわたる経済学部紛争の真相究明に変わり、目下は本学の当面する諸問題として、まえがきあげた各問題をとりあげ、学長評議会団交を迫って占拠を続けている。これに対し直ちに本部職員による占拠解除の呼びかけが行なわれ、その後引き続いて所属学部長および評議会等の説得や再三にわたる学長の告示および申し入れが行なわれた。しかし彼等はこれを無視して占拠を解かざるのみならず公文書を焼却する等の暴挙を重ねている現状である。

(9) 要 請

経済学部問題においては以上述べたように、問題解決のやむを得ざる方途として人事教授会暫定規則が承認されるに至った。経済学部教授会は自

ら申し出たこの規則に従って速やかに教官の人事を促進するべきである。

経済学部教授会はこれまでに多大の迷惑を他学部部に及ぼしてきた。この原因は教官相互における不信に基づくものである。経済学部全教官は速やかに強い責任をもってこのような不穏な事態を収めるべきである。

全闘連の本部占拠ならびにこれに伴う行動は、本学の教育と研究に重要な業務の遂行を阻害し、かつ学内の秩序を乱していちじらしい迷惑を全学に及ぼしている。速やかにその非を悟り占拠を解くべきである。

2 大学後援会費の使途について

本学は、昭和24年4月に5つの高専が基盤になって発足したが、それに先だって富山県知事を長とする富山大学設置期成同盟会が結成され、諸般の準備が行なわれこの機関はいまなお存続している。当時大学設置の申請をするのにも基盤の諸学校は財源にとぼしく書類作成のほか諸費用に対し全く不如意で、これに対し同盟会長の高辻知事の配慮に負うところが少なくなかった。この状態は大学発足数も変化なくこれを見かねて知事自身会長の役を買って出て、主として富山在住の在校生父兄が中心となり、一定の定款を設けて大学後援会を発足させた。昭和25年以来既に18年を経過し今日に至っている。当初会費は分割拂いで、しかも係員の集金のための出張旅費等の関係で遠隔の父兄よりの集金は困難であったため、県および近隣の父兄の負担にのみ偏重した。数年前から入学当初一括寄附ということに改まり、全国の父兄の寄附が均等化した。寄附勧誘は高辻前知事から引きつづき現吉田知事が後援会長としてこれに当たっている。この寄附はあくまで自由意志によるもので、毫も強制的なものではない。

会費の使途については、毎年総会において厳重に予算決算案が調査審議されている。会費の使途の概要は学生の福利厚生等のため約50%が支出され、教官の研究助成、卒業入学等の諸行事のために約40%、それに今回占拠学生により公開された約10%の大学運営助成金ということになる。

問題となった大学運営助成金は大学をよりよく、より速やかに整備拡充するための交際費に該当す

るものが多く、本省その他より大学の現状につき視察を乞う場合などの接待費で、濫費を戒め大事に使用し、その使途を明らかにしている訳である。

国費は会計法により使用制限があるが、後援会費は国費でまかない得ないものおよび国費で補ない得ない場合の助成金で大学運営のための潤滑油として尊い存在である。大学後援会理事会が後援会費の使途方法について妥当であると認められたことは感謝にたえないが、世の疑惑を招き関係者に迷惑を及ぼしたことはまことに遺憾に堪えない。後援会声明に甘んじることなく今後後援会の機構運営その他万般につき、会長および役員に進言し後援会本然の姿にて大学を援助していただくよう、また我々助成をうけるものとしては大いに自粛自戒し後援会の精神に副ってゆく決意である。

3 薬学部における自衛官の研修に関する問題について

昭和43年3月11日の薬学部教授会（議長志甫伝逸学部長）は、薬剤学教室（教授桜井謙之介）から提出された陸上自衛隊衛生科幹部 辻晃（昭和30年富山大学薬学部卒業）の研修指導につき、下記の如く受入の可否について協議を行なった。

指導教官 上田道廣助教授

研究課題 軟膏剤の経皮吸収について

研究期間 自 昭和43年4月1日

至 昭和44年3月31日

辻君のこの部外研修については、陸幕衛第36号をもって昭和43年3月4日付けで防衛庁陸上幕僚長から薬学部長あてに依頼状の送付があった。

上記の協議事項について教授会は慎重審議を行ない、特に次の如き審議経過を経て受け入れを可決した。

(1) 衛生自衛官辻君の研究課題は、以前から上田助教授の研究テーマであり、自衛隊から持ち込まれたものでなく、且つ研究費の支給も全くなく、純粹に医療を目的とする基礎研究であるが、軍事的研究に発展する危険性を包蔵するものでないか、例えば毒ガスの経皮吸収に関するものに結びつくおそれもありはしないか等も考えられた。

しかしながら衛生官の本務は、旧軍隊にあっても化学兵器、細菌兵器等の直接戦力に結びつかず、敵味方の区別なく専ら傷病兵の看護に関するもの

に限られ、戦闘にあっても捕虜の取扱いは受けなかった。まして今日の衛生官が侵略戦争における直接間接の戦力になるとは考えられず、更にまた戦力に結びつけるか否かは、自衛官であるとなしにかかわらず、ひとつに辻君自身の現在および将来における科学者としての態度如何にかかる問題であり、それは今日の科学者の原子力の平和利用への研究をみても明らかであり、教授会はこの限りにおいて辻君に関する限り軍事研究の危険性は全くないものと判断した。

(2) 第二に辻君は、昭和30年本学薬学部卒業生であり、自衛官でありながら母校という平和で自由な大学の環境の中で再度学問の雰囲気にひたりたいという熱情に駆られて研修を願い出たもので、いわんやスパイ活動等平和を乱すがごとき行動は予想もされなかった。しかし万一にもこのような行動があれば直ちに退去を命ずることになった。この意味で辻君の願いを認めることは薬学部の学部感情として容認されて然るべきものと考えた。事実研修に入って以来、今日まで上田助教授ならびにその下で研究をしている4年生諸君からは共に学ぶ者として、特に深い理解が示され、先輩後輩の美しい関係が結ばれ、従がって研究成果も顕著なものがあり、近く日本薬学会に発表される段階に到っている。これを一部の学生諸君の中には先輩なるが故に後輩との関係においてひびのはいることをおそれるといふ論法をもって辻君の即時追放を主張するものもあるが、逆説といわねばならない。

(3) 第三に他大学でこの種の自衛官問題に起因する競争をししばしば耳にするが、二・三の事例は別としてそれらはいずれもわが国の自衛隊の存在そのものの合違憲性論争にその根源があると考えられ、違憲の判決がなされていない限り、いやしくも国会を通じて認められている以上薬学部教授会としては合憲であると考えたものであり、憲法学者の大多数が違憲を主張しようとも、それは国民全体の主張ではなく、統計的にも作為的な数字であるといわねばならない。

かつまたこのような政治問題は大学に持ち込まれる筋のものではなく、あくまで教育の機会均等、学問の自由、学部の自治の立場から論ずべき性質のものであり、薬学部としてはその立場において

入学を許可したものである。

しかしながら薬学部教授会は最近の薬学部学生からの質問状にある如く素朴なる平和希求の願いを考慮するとき、自衛官の研修に関して教授会の今後の方針を明確に打ち出す必要を痛感し、結論として今後の自衛官の入学については学生の意向を汲んで善処することとなったことは喜ばしいことと考える。

なお、辻君自身も前述の如く研修の成果もあがったので極めて近い将来帰隊の意向であるときいている。

このようにして自衛官問題は、全学的にかなりの反響を呼び、この間一部学生間に闘争的な拒否運動があったとすれば、平和的学園の建設を希求する全大学人にとって遺憾である。

惟^{おも}うに大学人の平和への願いは他の如何なる社会よりも真摯なものであるにかかわらず、最近の大学紛争の多くが極めて過激な暴力的闘争にまで発展していることは、平和の敵であり、まさに自己矛盾といわねばならない。真の平和を求めらば、われ等大学人は互いにその立場を尊重しながら平和のうちにその方法論を探究すべきものとする。

4 工学部五福集中の問題について

工学部の五福集中問題は、本学の大きな懸案事項であり、これの実現には多くの困難がある。それは大学自体の問題よりも大学が地域社会と密接な相関関係にあるからである。この間の経緯を述べ、よく理解してもらいたいと考える。

(1) 文部省が昭和36年に国立工業高等専門学校を各地方に設置する方針を出した際に工業高専を現工学部の土地に設置し、工学部は富山市五福地区に統合すべきであったと批判されるが、当時の情勢においては、なんら具体的に審議、検討されたことがなかった。

昭和37年4月に文部省の係官が来学し、理科教育振興の国策を説明するとともに工学部敷地の狭隘を指摘した。工学部は、理科教育振興の方針に沿い将来10学科の拡充計画と3万坪以上の土地拡張を検討した。

即ち、現グラウンド敷地5000坪を、校舎用地に接続して1万坪以上の土地と交換するよう高岡市、

土地所有者、財務局等と交渉したが価格の点についてまとまらず不調となった。

その頃文部省は、自治体からの土地等の寄付行為を禁止する方針を、全大学に明確に打ち出した。

(2) 文理学部が昭和37年に五福への集中が終わり、薬学部の五福集中計画が決定し、諸準備の進行過程において、学長は工学部の五福集中の意向を打診したが、当時工学部は現地において土地の拡充を望んでいた。

他方、文理学部、薬学部の集中と同時に昭和38年11月体育館、同39年アイソトープ実験室、電子計算機センター、学生会館、学生寮がつぎつぎに設置される状況となり、昭和39年5月工学部教授会は、富山市五福への移転集中を決議し、その旨報告された。

(3) 昭和40年4月高岡市長から工学部の拡充計画について協力したいのでその計画の詳細についての照会があった。

これに対し工学部は、10学科および敷地等についての計画案を提出し、協力の意志の有無について期限を付して回答を求めたが、ついに回答がなかった。

昭和40年7月に工学部の移転集中の教授会決議と、高岡市への提出の拡充計画案について批判があったので、工学部は移転集中問題について、第一には教育上必要であること、第二には現地域は振動、騒音等により不適地であること、第三には工学部の将来の発展のため土地狭隘であることをその理由として確認し、大学の方針を早々決定するよう要請した。

(4) 昭和40年6月同窓会が主体となり富山大学工学部移転集中促進協議会を設置し、同窓会員、学生の父兄および学生をもって構成、工学部教官が顧問として参加し、移転の必要性の宣伝、関係方面への陳情、署名運動等の運動を展開することとなった。

また、同年8月から今日迄「富山大学工学部の移転集中についての理由の御案内」の文書を文部省関係官、県選出衆参両院の議員、知事、県下全市長、県議会、富山高岡市議会議員、県富山高岡市関係官および県下各高等学校ならびに工学部学生の父兄へ発送した。

なお、説明会として工学部学生の父兄懇談会を開催し、また高岡ロータリークラブで説明するとともに、知事、副知事、県議会議長、富山、高岡両市長に陳情した。

(5) 昭和41年1月評議会は工学部移転集中について調査検討するため特別委員会を設置した。委員会は慎重に審議し、また現地の調査も行なった結果、4月19日五福集中が適当である旨報告した。

評議会は、同報告に基づき5月6日工学部の富山市五福地区への移転の趣旨を了承し、大学の方針として決定し、学長名をもって文部省、国会議員、知事、県議会、富山、高岡両市長および市議会等関係方面に陳情した。

また、文部省に対して予算折衝をしたが、文部省では地元の意向が充分でないとの理由で取りあげられなかった。これは経済学部を設置当時の問題と、県知事、高岡市長の意向を言われたものである。

昭和42年度においても同じ理由で予算措置がとられなかった。

(6) 昭和42年7月県議会に工学部の実情視察を依頼し、8月7日総務委員会、教育委員会委員18名が工学部を視察した。この間、6月から8月にかけて42名の議員中34名に面接し移転集中理由の説明を行った。42名中反対した者5名、高岡市を刺激せず跡地処理等の問題により条件付で賛成した者10名であった。

昭和42年8月から同43年3月の間、国会議員6名に工学部の移転集中について意見をたずねたところ、反対した者1名、跡地処理の条件を付した者1名、輿論の支持に従うとした者1名で、他の3名は賛成者であった。

(7) 昭和40年化学工学科の設置の際、文部省係官は、移転問題をかかえている学部については、新しく学科設置を認めるべきではないと表明したが、その後移転が文部省省議において既に決定している学部においてさえも昭和41・42年に相当数の学科の新設が認可されている。

これらは、文部省においても移転問題と学科の新設を別個の問題として扱っている実証である。この場合、校舎はいずれも鉄骨建築とされている。

(8) 富山県知事は、昭和40年頃は経済学部設立時の事情もあり、工学部の移転集中には反対してい

たが、昭和42年には工学部の跡地に経済高専か農業高専の設置を文部省の事務次官に申し入れている。また、別途通産省にも国立試験場の設置を要請しているとも聞いている。県議会においては、工学部の移転は文部省が考える問題であり国がまず方針を打ち出すべきであるとし、大学として基本的な計画が出されたならば知事としては協力にやぶさかでないと言っている。

高岡市長は、昭和42年6月までは工学部の移転について反対を表明していたが、6月24日工学部の跡地に他の学校あるいは官庁等営造物が設置されるならば移転について考慮することがあるといい、市長個人としては大学が全学部1カ所に集中されることは教育上好ましいことであり、同43年1月の市議会においても同様のことを表明した。

(9) 昭和43年4月文部省部課長と大学側の会議(設定予備会議)において大学側は「工学部、移転集中の教育上の必要性、現地の不適応性、将来の発展のための土地の狭隘」について述べ、更に、学生、父兄、同窓会、評議会、大学の全機構が丸となって移転集中を希望しており、こんなにまとまっているところは移転問題のある大学としては、殆んど稀であることを力説した。また、文部省の言う地方の意向についても反対は国会議員6名中1名、県議会議員42名中5名、知事、高岡市長についても、始めは反対であったが、最近、工学部の跡地に替わるべき営造物ができれば、了承できるとの趣旨を力説した。文部省側も同情的であり好意的であるように見えた。

(10) 工学部の跡地対策問題については、工学部移転問題を解決する最も具体的な方法のように思われるが、このことは、多分に政治的な問題となり易いので、警戒しなければならない。出来得る限り移転問題と跡地対策問題を切り離して別々の問題として解決するように努力したい。

昭和43年4月学長は工学部長とともに本省に赴き関係課長集会の席で工学部五福集中につき本省が断を下すべき時期であることを力説した結果、本問題につき前向きに取り組み、所管の係官が現地視察に来ている。しかし未だ断を下すにいたらず、地域社会代表と大学との話し合いを^{しゅうよう}懇懇している。

以上、いままでの経緯を述べたが、統合集中問

題の起きている大学は数少なくないが、地域社会と話し合いのつかない大学はいずれも難行している現状である。本学はあくまでも根気よく主張を貫くよう一致団結して事に当たりたい。それには何よりも学内の力強い協力が望まれる次第である。

5 学寮規則について

文理学部、薬学部、五福集中が終わり、統合寮である新樹寮が竣工したのは昭和40年8月であった。これに先立ち、同年7月30日学寮規則が評議会で決定され、この規則に基づき9月から入寮が開始された。この規則は、その原案作成の過程において、学生部長を議長とする学寮補導委員会で寮生代表との間に長い時間をかけて話し合われたものであり、補導協議会の議も経たものであった。

しかし、この学寮規則について、現在寮自治会からいろいろの問題が提起されているので、その経緯をのべ、本学の見解をあきらかにしたい。

(1) 昭和42年9月、第3回開寮記念行事として、当時の全寮連副委員長を寮に招き講演会を開催した際に、厚生課が学寮規則第13条第1項に基づき寮委員長に集会届の提出を求めた。これについて寮委員長は、その条項のほかにも第11条第2項および第16条は、学生部と寮生との合意に達した点に含まれていないものであり、寮生には知らされていないものであると反論した。

その後、学生部と学寮補導委員会または学寮補導委員会・補導協議会の合同委員会とが寮生と話し合いを続けたが、寮生は掲示物、ピラ等により学寮規則の白紙撤回を叫ぶ一方、学寮規則制定経過を明らかにした資料の公開を要求してきた。

昭和43年1月23日合同委員会にはかり、この資料を寮生に示したが、寮生はこの資料に基づいて学寮規則には合同委員会で議せられた以外の条項が入っていることが明らかになったとし、さらに評議会で決定された学寮規則は寮生に知らされていないと主張して、白紙撤回の要求を強め、5月16日に要望書を提出した。

(2) この間、学生部長および合同委員会は寮生に対して現行の学寮規則は有効である旨を力説し続けた。10月17日から24日にわたり寮生は学生部長室にすわり込み、最終日の24日に養田前学生部長は寮生との話し合いの席上、学寮規則制定過程に

関して6項目の意思表示を行なった。

(3) 11月18日合同委員会は寮生の意見を聞いたうえで審議の結果、次のことを寮生に伝えた。

「寮生が白紙撤回というのは、昭和40年7月20日の富山大学寄宿寮規程の段階に戻すということであると再確認する。合同委員会は寮生のこのような希望にそうよう努力するという意見である。この目的を実現するには手続上、技術的あるいは法的にもっと委員会で検討される必要があるからその努力を積み重ねることに決めた。」

その後寮生との話し合いの際、この文章の解釈について合同委員会の見解と寮生の理解と相違があり、白紙撤回の意味については寮生間で必ずしも意見が一致していなかった。

要するに寮生は学寮規則の白紙撤回のみを評議会で提案し、代案は提出しないという主張である。これに対して合同委員会は、学寮規則は現在じゅうぶんに有効であるから、新たな規則案が作成され評議会で承認された時点において初めて現行の規則を廃止するという意見であり、白紙撤回のみを評議会で提案できないという趣旨である。この点を繰り返し力説したが遂に話し合いがつかず物別れになっている。

(4) 11月28日、合同委員会において慎重に検討した結果、委員会としての態度は変わらないことを確認している。

これは国有財産である学寮をたとえ一時的にでも無法状態に置くことは大学として管理の責任がもてないことになり、また寮生といえども規則によって入寮を許可されたのであるから、規則がなければ入寮さえ現実において不可能と考えられるからである。

なお、付言すれば、昭和40年7月評議会決定後、学寮規則が寮生に知らされていなかったという寮生の意見に対して、当時の佐々木学生部長は寮生に知らせた筈であると明言されており、この間に大きな食い違いのあることを指摘しておく。

以上の点からみて、学寮規則については、

(イ) 現行の学寮規則の白紙撤回はせず、早急に代案の作成に着手する。

(ロ) 代案の作成に当たっては、昭和40年7月20日の合同委員会で審議された線まで戻ることとし、

国有財産管理等については庶務部および経理部の意見を徴するとともに寮生と話し合っていく。
(ハ)しかるべき代案のまとめり次第、評議会に提案する。

(ニ)評議会で代案が承認されたならば、現行の規則を廃止する。

という方向で、段階を追って進められることがもっとも現実的であり、かつ望ましい方向であると信ずるものであり、このために学寮補導委員会、補導協議会および学生諸君の積極的な協力を要請するものである。

〔註〕富山大学学寮規則（昭40・7・30制定）抜すい
・第11条第2項

次に掲げる者は、学生部長は退寮させることができる。

長期の停学処分を受けた者及びこれに準ずる者
・第13条第1項

寮生は、学寮の施設、設備等の使用、保全及び火気の取締り等については、大学の定める規則を遵守しなければならない。

・第16条

寮生以外の者が学寮の施設を利用しようとするときは、富山大学国有財産使用規程に定める手続きを経なければならない。

（出拠：昭和44年1月13日、富山大学評議会資料3）

2 紛争収拾への努力

昭和44（1969）年1月18日付で出された横田学長の所見も勢いづいた大学紛争には焼け石に水であった。紛争の渦中にある学生は学長の所見を不服とし、また学長が大衆団交に応じないことを理由に、多くの学部、および教養部の学生大会を開いてストライキを決議し、無期限の授業放棄に入った（2月中旬）。

一方、東京大学の紛争はますます激化し、昭和44年度の入学試験が実施できるかどうかの瀬戸際に立たされた。加藤一郎総長代行は積極的に全学集会を呼びかけ、紛争解決の糸口を見いだそうとした。その第1回の全学集会は昭和44年1月10日に秩父宮ラグビー場で実現した。教職員1,500人、学生7,500人が参加した。大学紛争もこの時期になると、紛争をリードする学生団体間に戦術の相違から分裂が生じ、さらに対立がエスカレートしてお互いに乱闘す

る状況になってきた。キャンパス内で、あるいは集会のたびに学生間の乱闘が頻発した。それにともない政治運動から離れて、学業に戻ろうとする一般学生の気運も強まった。このような状況下で東京大学は入試実施に最後の望みをかけて、同年1月17日、警察力を学内に導入して安田講堂をはじめ、大学施設の占拠者の排除、危険物の除去を断行した。そして翌日から構内立入禁止を22日まで続け、ようやくキャンパスの秩序を回復した。しかし昭和44年度の入学試験は中止となり、東京大学の3,000余人の入学定員は他の国立大学に振り分けられた。

富山大学は各学部、教養部学生自治会がスト突入を決定して以来、紛争解決の兆しは見られなかった。

昭和44年3月4日、横田学長は病気のため辞任し、当時の文理学部長の竹内豊三郎が学長代行となった。竹内学長代行は4月9日、機動隊を学内に導入することに踏み切った。

以下、『富山大学学報』に逐一報告された「大学紛争の経過（2）～（6）」（昭和44年1月～11月）及びその続報「学内の状況」（昭和45年2月～7月）を引用し、その後の紛争の経過をたどってみたい。

学内諸報

大学紛争の経過（2）

学長は昨年暮から行なわれている学生の本部不法占拠を解除させ、また学生の要求する大衆団交には応じないが、要求事項に関し1月18日全学職員に学長所見を配布、紛争を収拾するため努力されたが、これを不満とする寮生の一部が1月29日新たに学生会館の学生部仮事務室を封鎖し、2月4・5日薬学部自治会が学部振興会経理問題を取りあげ、学生集会を開き2月15日期限つきでスト態勢を確立し、教養部自治会が2月7日午後から授業放棄ストに突入し、経済学部は2月7日にスト態勢を確立し、2月10日からストに突入、文理学部文学科は2月8日に、同学部理学科は2月14日にそれぞれスト態勢を確立し、文学科は10日から、理学科は17日からストに突入し、薬学部も2月15日からストに突入したので、2月18日（別記）の学長告示を行ない学園を平静にもどすため、大学が提案した全学集会に応ずるよう呼びかけた。

しかし学生側は従来各学部自治会単位で大衆団

交を要求していたが、3月にはいり各学部自治会執行部あるいは一部学生により全学大衆団交推進会議なるものを結成し、3月10日午後文理学部前で全学総決起集会を開き、集会後まず教育学部、教養部、続いて文理学部、薬学部各事務室を封鎖したので、五福構内各学部（薬学部除く）事務室を附属学校に移し、3月12日（別記）の学長告示を再度行ない、速やかに封鎖を解いて、早急に全学集会を開くよう学生に要望したのであるが、学生側はあくまで大衆団交の開催を学長および各評議員に要求して譲らず、恒例の卒業式も3月20日に黒田講堂で開くことを中止し、各学部ごとに卒業証明書を授与する異例の処置がとられるようになった。

学生諸君に告ぐ

今次紛争については、再三にわたる学長告示を行ない、また、学長所見を発表して当面する諸問題について、学生諸君の理解につとめ、もつて紛争の收拾に努力してきた。

しかるにこと志と異なり紛争は激化の一途をたどり、ついに学年末を控え期末試験、入学試験、卒業式、入学式および会計決算報告などの実施上重大な事態に立ちいたった。

学生諸君は、この事態を認識し、良識ある行動のもとに一刻も早く本部占拠ならびにストを解除し、学園を平静にもどし大学が提案した全学集会に応ずるよう要望する。

昭和44年2月18日

富山大学長

告 示

過般一部学生が本部を不法占拠し、また、3月10日各学部事務室等が一部の学生によって不法占拠されたことはまことに遺憾です。

これらの学生は直ちにこの占拠を解いて退去することを要求します。

大学は誠意をもって学生と相互理解を深め大学の当面の問題を解決するために全学生と教官の総意に基づいて集会を早急に開くことを要望します。

昭和44年3月12日

富山大学長事務取扱

竹内豊三郎



紛争の最中、学外に場所を移して始まった入学願書の受け付け
富山大附属中学校（昭和44年2月12日）（北日本新聞社提供）

（出拠：『学報』第111.112号、昭44年1.2.3月）

学内諸報

大学紛争の経過（3）

竹内学長事務取扱は、これまでの告示等により数回にわたり全学集会を早急に開くよう、また不法占拠を解除するよう要望したにもかかわらず、依然としてストおよび不法占拠が続いている現況を憂慮し、4月1日さらに全学生に対し「学生諸君へ」（別記）の書簡を郵送し、早急に平静な大学に立ち戻るよう呼びかけたが何ら好転する傾向がみられなかった。

4月7日竹内学長事務取扱は占拠学生に対し封鎖を解除するよう学長告示を行なったが、解除しないので事務機構がほとんど麻痺し、新入生の入学式や授業開始に伴う事務を遂行することが望めなくなったため、4月9日早朝、教職員約200名と機動隊の協力によって、五福地区4学部および教養部の事務室封鎖を解き、翌10日学長事務取扱から全学生に対し、機動隊導入措置について理解するよう「学生諸君へ」（別記）の書簡を郵送した。また4月11日午前10時、黒田講堂において昭和44年度入学式が行なわれた。

しかるに学生の学内立入禁止の解除された4月14日文理学部前で全学大衆団交推進会議は機動隊導入弾劾集会を、工学部ではスト権確立のため、教育学部ではスト権行使のための学生大会を開くなど動揺激しく、今までストに入っていなかった工学部、教育学部はそれぞれストに突入し、全学ストとなった。また文理学部文学科学生が学生大会後、学長室、局長室に乱入すると共に学生課長、厚生課長を教養部教室に連行、自己批判を求め薬学部においても教授1名が教室に連行される等の



紛争の最中、学長に就任し、中田知事（左）に報告する後藤（左から2人目）（北日本新聞社提供）

事件が発生した。

4月22日の各学部オリエンテーションは教育学部、工学部が実施したが、他の学部は学生の妨害によって延期され新入生の授業開始の見通しがつかぬ状態となったので、4月26日教養部長が新入生に対して5月1日から授業を開始する旨を掲示した。しかし5月1日教養部で新入生の授業を開始しようとしたが、大衆団交推進会議の学生に妨害され授業ができず、同日午前9:30から教官と一般学生、新入生約600名で討論集会が開かれたが合意に達しなかった。

例年のとおり5月28日から第15回大学祭が行なわれ、同日午後1時から黒田講堂前で行なわれた全学大衆団交推進会議の全学総決起集会には学生、約200名が参加したが市中行進出発後、残り学生の一部約100名は学内デモに移り午後2時から、まず守衛室を占拠し、正門、裏門その他の門をバリケードで封鎖し、引き続き大学本部、経済学部本館など再封鎖する暴挙が行なわれた。翌29日、工学部学生大会でスト解除を決議し、30日から授業が再開されることになったが、31日午後2:30五福構内で全学総決起集会後、薬学部全建物を占拠封鎖したので、同学部事務室が附属学校旧校舎に移るなど、大学紛争はますます深刻な状況となった。

昭和44年4月1日

学生諸君へ

富山大学長事務取扱 竹内豊三郎

昨年11月以来、一部の過激学生によって本部の建物が不法占拠され、さらにこの3月には、文理学部、経済学部・薬学部・教養部の学生がストに突入し、その上、五福地区の全学部の事務室までが不法占拠された結果、本学における教育、研究、

事務の機能が麻痺状態になったことは、諸君もよく承知のことと思います。

このような学内における暴力の横行、教育研究活動の中断や衰退、学園の荒廃という現状からみて、大学が閉鎖されるという最悪の事態が起こることはともかくとして、本学において既に計画されてきた新しい施設や設備などの拡充をはかることはおろか、従来水準を維持することさえも、極めて困難になってくるものと思います。また、スト占拠等がこれ以上続けば、授業の再開はますますむずかしくなり、ひいては諸君の卒業時期が遅れることも、じゅうぶん予想されてきます。

諸君の要求している本学における諸問題については、既に各学部で、教官との集会や話し合いが数多くもたれてもおりますが、その総括的な意味合いをも含めて、これまで全学集会の開催を提案してきた次第です。

諸君がこの提案に賛成し、ストおよび占拠の解除に協力して、一日も早く平静な大学にたちかえることを心から希望する次第です。

昭和44年4月10日

学生諸君へ

富山大学長事務取扱 竹内豊三郎

紛争が起こってからすでに5カ月あまりになりますが、この間に本部はじめ文理、経済、教育、教養部の各事務室が封鎖され、本学における事務機構がほとんど麻痺してしまったため、4月11日に予定されている新入生の入学式や授業開始に伴う事務を遂行することは望めなくなりました。これまで数回にわたって占拠学生に対し封鎖を解除するように呼びかけましたが実効をおさめることができず、このため、やむをえず昨日早朝教職員が警察の協力によって封鎖解除の措置にふみきました。

学生諸君の中には、警察力の導入が大学の自治を侵害することになるとして反対する人もいるでしょうが、この数カ月間の状態こそ大学そのものが自治を冒され、学問の場を失い、その存立をも脅かされていたというべきではないでしょうか。

私は大学における責任者として、大学の自治と学問の自由の確保については、常に重大な関心をもってありますが切迫したこの事態において、社会的な使命を果たす上からも、遂にとらざるをえ

なかったこの措置について諸君が理解してくれることを期待するものです。

今後諸君の良識ある行動によって、富山大学が理性の府として再建されることを願う次第です。

昭和44年度入学式

第21回富山大学ならびに第11回富山大学経営短期大学部入学式は、4月11日（金）午前10時から機動隊の学外警戒のうちに黒田講堂で挙行され、各学部合計914名（内沖縄学生3名）、経営短期大学部81名の新入学生を迎え、竹内学長事務取扱の式辞に続いて新入生代表、石本雅彦（工学部電気工学科）、西宮進次郎（経営短期大学部）の両君が答辞を述べて式を閉じた。

なお大学院薬学研究科および大学院工学研究科入学式は4月14日午前にそれぞれの学部で行なわれた。

（以上出拠：『学報』第113.114号、昭和44年4.5月）

学内諸報

大学紛争の経過（4）

横田学長の辞任後、富山大学評議会は学長候補者を選出するため、富山大学学長選考基準により、4月から手続きを進め、6月6日午前10時から教

育学部附属中学校旧校舎仮会議室で実施した。しかし午前10時30分頃、学長選挙を妨害しようとする全学大衆団交推進会議系の学生約30名が投票場に乱入し、投票箱を破壊し逃げ去ったが、学生6名が警察官に逮捕されるという事件が起きたため、第1回の選挙は無効となったが、同日午後再投票が実施され、決選投票の結果東北大学教授後藤秀弘氏が当選し、同日開催の評議会で審議の結果同氏を次期学長候補と決定した。

後藤秀弘学長は6月13日発令、同月18日富山に着任され、早速各学部から推せんされた4～5名の教官と評議員及び補導協議員等を構成員とする大学問題対策本部を設け、紛争の早期解決のため企画・立案および執行にあたり、また一方学生の意向もじゅうぶんきき、富山大学再建のため建設的意見の交換をはかり、学生も相手の立場を尊重し理解して早急に授業再発に協力してほしいとの基本姿勢が示された。この方針に沿い7月2日開催の評議会の承認により大学問題対策本部が発足し、7月8日大学問題対策本部は、上記学長の基本姿勢を基本方針とすることに決定し、別記の学長の要望書を全学生に郵送すると同時に、各学部学生自治会に対しては、集会のための予備折衝を実施したいと通知した。

この間学生の父兄は6月15日、富山大学正常化推進父母連合を結成し、学長に対し問題解決のため確固たる意思表示をしてほしいという要旨の要請書を提出、また県下高等学校PTA連絡協議会と県下高等学校長会の両者は一日も早く紛争の收拾をはかり、来年度入学試験実施の確実な見通しと、入学試験方法の改善に努めるよう要望があるなど、学外からもいろいろの要請があった。

学生は大学から提案した全学集会（団交）に対し、全学大衆団交推進会議は予備折衝を公開で開催したいと要求、また一部の学部では学生大会が定足数不足等のため、代表者を選べない等学生の意見統一ができないまま、大学は会場のつごうなどのため7月25日富山市体育館において9時から全学集会（団交）を開催した。

全学集会は学生の入場開始にあたり、職員により学生証の提示等を求めたため学生は入場を拒否し、混乱したが大学側は9時過ぎからノーチェックをきめ、さらに五か所の入口を開いたため学生は



『広報』創刊号

入場を開始した。開始と同時に大衆団交推進会議派の学生約50名が議長席附近を占拠し、一方的なアジテーションをはじめ、9時50分頃彼等の決定した議長団を紹介し「追及団交」を開始した。11時頃教育学部学生席からスピーカーで統一代表団による集会参加を求めるアピールがあり、会場は騒然となり午後も予定の3時30分まで学生相互のマイク合戦のため、大学の意図した集会としては不成功であった。しかし集会は約2,000名の学生が集まり大学側の姿勢を認めてくれたものとも考えられることから7月26日大学問題対策本部は今後さらに対策本部を拡充強化し、問題解決のため努力することとなった。

全学生に対する学長の要望書

- 1 われわれは、必ずしも従来の見解にとらわれることなく率直に学生諸君の要求に耳をかたむけ、とり入れるべきところはとり入れる方向で、諸君の提起した諸問題に対処していくつもりである。
- 2 われわれは正常化を一日も早く実現するために、できるだけ早く全学生諸君と討議する機会をつくりたいと思う。そのために、学生諸君の協力を切に要望し、その集まりにぜひとも参加してもらいたい。
(付記)日時は、おそくとも7月17日～20日頃を予定し、場所は富山市公会堂などを予定しているが、これらについては学生諸君と折衝して決めたい。
(以上出拠：『学報』第115.116号、昭和44年6.7月)

学内諸報

大学紛争の経過(5)

後藤学長は着任以来紛争收拾のため大学問題対策本部を設け、学生との話し合いによる正常化のいとぐちをつかむため全学集会(団交)を7月25日開催した。当日は学生相互のマイク合戦に終始して不成功に終わったが、しかし、大多数の学生は大学の姿勢を認めてくれたものと考え、学長は8月9日全学生に対し、7月25日の全学集会(団交)資料、同資料に関する学長談話と同時に、授業を再開し、その上で正常化を計るよう訴える別記学長書簡を発送した。

また、教育学部では学部教職員とともに協力し、

一日も早く授業再開を実現し、富山大学の危急を救うよう最大の努力を払うことを要望する文書を、薬学部では、封鎖、ストライキおよび学部改革についての教授会見解と同時に学部集会を提案する文書を発送、文理学部教授会は学部内に学生委員会、制度委員会を発足させ、経済学部教官もゼミ学生と連絡を取るなど各学部においても正常化の努力が重ねられた。

大学問題対策本部は条件が整えば再度全学集会(団交)を開催する方向で検討することを決め、8月22日学生、教職員と意思の疎通をはかる一つの方法として9月初旬に授業再開することについて問題解決のための全学集会封鎖解除について大学の姿勢や説明についてその他大学に対する希望や意見を求めるアンケートによる意識調査を実施、同時に9月初旬から授業再開した場合の各学部授業計画を同封して発送した。

また一方、占拠や封鎖に反対し早期授業再開を望む一部の学生により、8月中旬から正門や裏門のバリケードを一部排除するなどの動きがあったが、これらの学生は8月25日全学正常化会議を結成し、8月26日午後8時40分頃、同会議系学生数10名に職員および一般学生が加わり、正門のバリケード、大学本部および経済学部教棟の封鎖解除を、やつぎばやに行かない午後9時すぎに終わった。続いて薬学部校舎の封鎖解除に向かったが、同校舎にたてこもる推進会議派学生の激しい抵抗にあり、同夜は両者対峙したままにらみ合いの状態に入った。翌27日、前日の状況を知った約500～600名の教職員、一般学生が薬学部教棟封鎖中の学生に自主的の退去を要求した結果、正午過ぎ自主的に退去するに至り、6カ月ぶりに全学封鎖が解かれ、五艘の附属学校仮校舎にいた本部ならびに各学部、教養部事務室が8月29日から9月5日までに逐次五福構内に復帰した。

なお、9月にはいり大学側と学生側双方の紛争收拾への動きが活発となり、各学部において学部集会(団交)、学生大会が連日開催され、教育学部は9月1日に学生大会を開き、スト解除の動議を採決した結果、賛成多数で可決をみ、9月8日から授業が再開された。経済学部は9月12日の学生大会で13時間にわたる討議採決の結果、17日からの授業再開が可決された。また文理学部理学科で

は学生と教官の話合いにより、14日から化学専攻の講義が、17日には数学専攻の講義が再開され、薬学部は数次にわたる学生大会の結果、4年次授業を9月22日から混乱なく再開し、続いて9月23日の学生大会でスト解除の決議があり、9月25日から全面的に授業を再開した。なお文理学部理学科学生大会も9月25日スト解除を決議し、9月26日から理学科の全専攻にわたり、授業を実施する運びとなり、教養部と文理学部文学科を除き、正常に授業は実施されている。しかし、9月19日本部会議室で開かれた評議会の議場に、経済学部闘争委員会を主体とする約30名の学生が「経済学部教官人事促進に関する条件の白紙撤回」を求め職員の制止を押しきって入室し、学長、評議員と押問答のすえ、評議会は流会となった。同様の事件が9月25日の評議会の議事進行中にもあり、学長、評議会の退去要求にもかかわらず退去しないので、評議会は解散した。

このような現況のもとに、すでに授業再開した学部も含め、学部集会による教官学生の話合いの場が持たれており、また全学集会（団交）についても、各学部学生代表が選出されつつあり、対策本部は折衝委員によって予備折衝に入る前の学生との意見交換を行なう会合（公開）を開催するなど、正常化への努力が進められている。

学 長 書 簡

昭和44年8月1日

大学正常化のいとぐちをつかむための全学集会（団交）は、正常化を強く期待するすべての学生、教職員の協力で先般、ひとまず終ることができた。しかし、遺憾ながら、その成果は極めて不十分なものであり、当日、諸君に提示された討議資料も、われわれの今後の姿勢をわずかに示す程度のものでしかなかった。今後続いてこの種の資料は作成されるであろうが、諸君と共ども、一層、本学の改革について反省を深めていきたいと思う。

学生諸君としては今後も各自治会をより正常化し、学生大会などを通じて、諸君の意志を統一し、学部別であれ、全学的であれ、今後の一切の集会の機会には、再び先の集会（団交）の場合のような混乱を繰り返すことのないよう努力して欲しい。

今日、大学が多くの改むべき点をもつことは、

いまさらいうまでもない。本学にあっても、その点、既に制度委員会も設けられ、大学の運営上、諸君の意志を反映すべき組織についても検討を進めつつある。もとより、組織さえあれば問題は解決するというものではなく、また、どのように討議が重ねられようと、結局はわれわれひとりひとりの明確な自覚なくしては大学問題解決の道は遠いことであろう。われわれとしてはさらに諸君に、われわれの見解を明らかにするよう努め、同時に諸君の要求にも一層耳を傾けたいと思う。

しかし、諸君が授業を放棄して以来、既に6カ月を経過した今日、さらに、このような状態を続けることは、大学としての社会的責任上、また、われわれの大学を守り、存続せしめるためにも、もはや、許されないのではないが。

いま、私としては、まず、授業を再開し、その上で、学園の正常化を計るよう諸君のひとりひとりに強く訴えたい。

（以上出拠：『学報』第117.118号、昭和44年8.9月）

学内諸報

大学紛争の経過（6）

9月以来、教育学部、文理学部理学科、経済学部および薬学部と、つぎつぎ授業は再開されたが、ストライキの続いていた文理学部文学科と教養部においても授業再開の努力が積み重ねられ、まず文理学部文学科において10月1日から14日の間に5回にわたる学科団交が開かれ、16日の学生大会においてスト解除が可決され、17日から授業が再開された。

残された教養部もスト解除に向って、教官、学生の努力で数次の学部団交および学生大会が行なわれ、10月24日約1,000名が参加した学生大会で「全学団交の開催されるまでは、週一回の学生大会と毎日のクラス討論を認める」との条件つきで、ストを解除するという提案が可決され、教養部は8ヶ月余りでストが解除され、11月1日から授業が正常に再開された。

なお、佐藤首相の訪米期日である11月17日が近づくとつれ、経済学部では11月10日午後の学生大会で、佐藤首相の訪米阻止および安保粉砕をスローガンとして、11日から17日までの1週間の期限つきストを採決し、また教養部では11月12日午後の

学生大会で佐藤首相訪米阻止・大学粉碎・ベトナム解放・70年安保粉碎・沖縄闘争勝利をスローガンとして13日から17日までの5日間の期限付きストを採決し、それぞれ授業放棄を執行したが他の学部では学生大会の開催もなく、また成立しなかったりして正常に授業は続けられた。

このように、昨今の学生活動には政治的色彩が濃く、彼等の行動も学外に向っている関係で、学内に大きな動きも見られないが、大学問題解決への教職員の一層の努力が要望される。

(以上出拠：『学報』第119・120号、昭和44年10.11月)

学内の状況

学生の動きを中心として

昨年11月教養部のスト解除後、部分的には期限付きの政治ストなどがあったが、学内は一応平静に授業が行なわれました。

本年になってからも、一部学生の政治集会、デモなどがあり、教養部学生大会は、沖縄全軍労スト支援のため、1月22～23の両日政治ストを行なった。

2月に入り、全共闘系の学生自治会から、文部省に業務報告として提出された「紛争収拾状況報告書」の公開要求があり、大学は教職員に配布している「広報」にその全文を掲載し、教職員に周知すると同時に、公開要求をした学生代表にこれを手渡した。

3月3日、経済学部学生大会が開かれ(1)安保粉碎、沖縄三里塚闘争勝利、(2)紛争報告書に関し、学長評議会は総退陣せよ、(3)評議会及び教授会は経済学部人事について自己批判せよ、などの3項目を採択し、無期限ストに入った。

3月20日、経済学部団交において、自衛官の入試受験が問題となり、経済学部教授会の要望によって、評議会はこの問題を検討し、昨年8月の学生に送付した7月25日の全学集会(団交)資料に関する学長談話の見解を再確認した。

入学試験は3月22日、24日の両日、試験場を全部学外に移して行なわれ、平静に終了した。

一方、卒業式は、このような諸般の情勢のため、統一卒業式を中止し、各学部ごとに分散して行なわれた。

このような、学生の流動的な動きに対して、大学は、対策本部会議、評議会、教授会などでその

対策を検討しているものの、適確、具体的な方策の見とおしがないまま推移しており、事態は樂觀を許さない状況にある。

統一卒業式の中止

卒業式は例年3月20日に行なっているが、昨年は全学封鎖のため中止された。本年はその影響を受けて、4年生の授業は、3月に入っても行なわれ、その終了も各学部まちまちであり、また経済学部が、3月3日無期限ストに入るなど学生の動きも流動的なところから、評議会で統一卒業式を中止することになり、各学部ごとに分散卒業式を行なうこととなった。

その結果、卒業の日は、昭和45年3月30日とし、工学部は3月20日、教育学部は3月28日、文理学部、経済学部、薬学部は3月30日に、それぞれ卒業証書を授与するとともに、巻頭に掲載した学長告辞を印刷して、卒業生に配布した。

(以上出拠：『学報』第123.124号、昭和45年2.3月)

学内の状況

学生の動きを中心として

3月につづいて学園は平穏でなく、4月1日教養部学生大会は、安保粉碎、沖縄、三里塚闘争勝利などの政治問題とともに、紛争報告書問題、大学臨時措置法、中教審答申粉碎、自衛官受験問題などを掲げて、無期限ストの決議を行ない、経済学部の無期限ストとともに教養部もストに入った。その後、教育学部を除く各学部も学生大会を開いて、スト決議の賛否を問うも、流会あるいは過半数の賛成が得られないままストに入ることが出来なかったが、遂に5月8日、文理学部理学科は学生大会を開き、教養部と同じようなスローガンで無期限ストに突入した。このように学生の動きは流動的で、平静に授業が行なわれる状態にはなっていない。

新入生を迎えて4月20日の入学式は、全共闘系学生による妨害で遂に入学式を行なうことができず、各学部分散で行なわざるを得なかった。

こうした状況の中で、教養部自治会執行部など学寮を含む全共闘系6者から、「紛争報告書提出について」、「自衛官受験について」、「経済学部人事問題について」、の3つの問題について学長、評議

会に対し大衆団交の要求があり、検討した結果、これをうけ入れることになり予備折衝がもたれた。

全学集会（団交）は、4月27日13時すぎから、学生、教職員約1,000名が見まもる中で、学長、評議員が出席して開かれ、議長団は全共闘系学生でしめられ、そのペースで進められ、全学休講措置がとられなかったことなどの追及があり、15時頃より本題の紛争報告書問題が討議された。17時前いったん休憩し、その後の大学臨時措置法についての是非がかわされ、20時30分頃次回の全学集会（団交）を約して解散した。

第2回目全学集会（団交）は、5月19日13時30分から、学生、教職員約700名が出席して前回と同じように開かれたが、一部学部長、事務局長、学生部次長が出席していないということで、団交開催の意味がないとして、学生側は一方的に追及団交に切り換え、紛争報告書などについて追及があったが、16時35分、次回を5月28日頃開きたいと要求して終了した。しかし、5月28日に全学集会（団交）はもたれず、全共闘系学生は、団交拒否だんがい集会を開いただけで終わった。

教養部は新生を迎えて、一日も早く授業開始の策を検討しながら、学生の自宅待機などをできるだけさけるため、カリキュラムなどについてのいろいろな説明会、研究室の訪問、学部講演会などを開き、また、教授会は“教養部学生諸君へ”と題する文書を全教養部学生に配布し、一日も早く授業の再開を望んだ。新生も早く授業を受けたいという希望が強く、その結果、5月20日に学生大会がもたれ、過半数の賛成を得てストが解除され、5月22日から授業が開始された。

一方、6月22日の日米安保条約固定期限切れの日をめざして、全共闘系学生は安保粉碎を叫んで、全学総決起集会などの政治集会が、日ましにはげしくなり、一方民青系学生との衝突から内ゲバによる、傷害事件がしばしば起き上がり、学内は不穏な状態となった。

学長は、これら暴力行為を警告する告示（別掲）を学内に提示し、厳に慎しむよう注意を喚起した。しかしながら5月27日には、白昼学内で学生2名が暴行をうけ、2週間の打撲症をうけるに及んで、遂に5月29日、傷害事件として、警察官に立入り実地検証が行なわれるにいった。

このように、学内は、6月安保改定期を控えて、不穏な状態が続いており、またこの間にあって、文理学部長の辞任などがあり、学内の管理体制の強化、学生に対する積極的な施策が強く望まれる状態である。

昭和45年5月12日

告 示

富山大学長 後藤秀弘

大学が本来研究と教育の場であることは、今さういうまでもない。しかるに昨今、学内外において学生による暴力、傷害行為が行なわれているやに聞くことはまことに遺憾であり、この種の行為は、理性の府たる大学としてとうてい容認しがた。この際学園の平静と秩序を回復するため、いっさいの暴力行為を厳につつしむよう警告する。

昭和45年5月30日

告 示

富山大学長 後藤秀弘

さきにいっさいの暴力行為をつつしむよう厳に警告したにもかかわらず、その後も依然として一部学生の暴力的行為は続けられ、ついに傷害事件として警察の関与さえ招くに至ったことは、きわめて遺憾というほかない。今後、学園の生活をおびやかすいっさいの暴力的行為に対しては、さらにいっそう嚴重適切な措置をとらざるをえないことを、ここに重ねて警告する。

なお、この際、学園内において覆面し、ヘルメットを着用するなど、およそ学問と教育の場に無用、不似合な服装はいっさい身につけないよう通告する。

入学式の中止

昭和45年度入学式は、各学部新生899名、経営短期学部新生81名を迎えて4月20日黒田講堂で行なわれることになった。

しかし、本学は経済学部、教養部が無期限スト中であり、全共闘系学生自治会の団交要求、入学式粉碎の動きは予断を許さない状況にあったため、評議会、大学問題対策本部会議などで、その対策を検討した。当日は、9時から大衆団交を黒田講堂で要求している関係などから、場合によ

っては統一入学式をとりやめることもあり得るとの結論に達した。

4月20日当日は、午前8時頃から、全共闘系の学生40～50名が黒田講堂前で、入学式粉碎、大衆団交貫徹の全学総決起集会を開催し、デモなど行なって氣勢をあげ、学生の数も徐々にふえる状況にあったので、混乱をさけて入学式を中止し、各学部で行なうことになった。

新入生には、8時30分頃から正門附近で受け付けを開始し、各学部へ誘導、各学部で、統一入学式ができなかったため、学長の告辞文その他必要書類を新入生に手渡し、学部長のあいさつなどがあって終わった。

(以上出拠：『学報』第125.126号、昭和45年4.5月)

学内の状況

学生の動きを中心として

6月、安保自動延長の月を迎えて、学生の政治集会は活発となった。各学部自治会は、安保反対、6月闘争勝利をスローガンに、相ついで学生大会を開催し、工学部は6月10日、教養部は6月13日、薬学部は6月17日、それぞれ6月23日までの期限付きストに入り、無期限スト中の経済学部、文理学部理学科に歩調を揃えた。文理学部文学科は、自治会執行部のスト宣言はあったが、ストに入らなかった。教育学部はストもなく、平常に授業が行なわれた。

一方学生の暴力傷害事件は、以前からときどきあり、憂慮されていた。

たまたま、6月17日反安保全学総決起集会があり、学内デモから正門前国道でジグザグデモを行なった折、5月27日の暴行事件で手配中の一学生が逮捕されたことから、学生は正門前五福派出所に抗議し、釈放を要求して騒然となり、機動隊が規制して、学内におしもとしたため、学生らは正門をバリケード封鎖し、派出所に対し、学内から投石を行ない、派出所や民家の窓ガラスを破壊し、警察官、市民を負傷させる事件が起った。その後、過激学生は正門のみならず各門もバリケード封鎖し、抗議集会を開いたため不穏な空気が続いた。

このような状態から、学長は、学内の平静と秩序を保つために、正門などのバリケード撤去を決意した。翌18日、学長の命令により、機動隊支援

のもとに、教職員の手によって排除された。その際、全共闘系の学生の抵抗、投石などにより、若干の職員がけがをした。しかしこのバリケード撤去によって、大学の強い姿勢が打ち出されたことになり、その後は、バリ封鎖などは行なわれなかった。

6月23日、反安保全学総決起集会は、午後1時すぎから集会をもち、約500名の学生によって、学内デモに引き続いて学外デモに移った。

学長はこのような状況から、暴力行為に対する警告と学内集会など学園の秩序を強く要請する告示(別掲)を6月24日朝、学内に掲示した。

6月23日がすぎ、期限付きストが終わって、学内は平静をとりもどし授業も再開されたが、なお、文理学部理学科、経済学部のストは続いていた。その後、理学科は7月3日に学生大会を開き、5月8日から入っていたストを解除した。

経済学部も一般学生によりスト解除の動きはあったが、ようやく7月27日の学生大会においてスト解除がきまり、3月3日以来続いていた無期限ストは解除され、ここに全学は一応平静をとりもどし、全学部授業が行なわれるに至った。

他方、経済学部学生による、単位不認定等違法確認請求事件として、富山地裁で審理中の訴訟は、6月6日判決が行なわれ、原告(学生)の請求はすべて却下された。原告側は6月17日名古屋高裁金沢支部に控訴申し立てを行なった。

昨年7月発足した大学問題対策本部は、紛争解決のために努力を続けてきたが、学内情勢の変化や学生活動の状況などから、大学問題も新段階に入ったため、7月24日の対策本部会議で解散することとなり、対策本部に常置されていた報道委員会は学生を対象とした広報委員会として発足し、学生委員会は補導協議会に吸収され、また制度委員会は大学問題改革準備委員会として独自の構想のもとに再発足することとなった。

大学紛争の端となった経済学部の教官人事も、昨年以來からの懸案であったが、学長の強い要請と経済学部の努力によって7月27日の評議会において了承され、経済学部の再建に大きく一歩をふみ出した。

以上のように学内は平静をとりもどし、経済学部も再建への道を一步踏み出したが、学生自治会

は、教育学部を除いて全部全共闘系の学生によってしめられている状態であり、学生の動きはなお流動的である。

大学の改革は一朝にしてなるものではない。より多くの衆智をあつめて努力し、一日も早く具体的方策を進めることであり、また、学生とのコミュニケーションの積み重ねによって、大学が、真に学問の研究と教育の府たるにふさわしい平静さと秩序をとりもどすよう、教職員、学生の強い決意が望まれる。

告 示

今日の政治問題、あるいは大学問題について、諸君が種々の立場から意志を表明することは当然であるだろう。それが大学人にふさわしい平静な態度でなされる限り、批判も抗議も問題ではない。しかし、昨今のように、度重なる警告を完全に無視して、学園内における言論の自由はおろか、生命の尊貴さえ危ぶまれるほどの暴力を伴う政治活動、抗議行動については、いかなる理由を掲げようと、とうてい容認しうるものではない。角材、鉄パイプをかざして構内を横行し、本来、静穏であるべき学園をスピーカーの騒音で乱し、学内の備品を勝手気ままに持ちだして通路さえ遮断するなど、学園の生活を破壊するような行動は大学人として許されるべき事柄ではない。学園にこのような憂慮すべき事態が続く限り、今後、刑事事件ともなりかねないいっさいの無法な行動に対しては、遺憾ながら、そのつど警察力による取締りを要請することもやむを得ない。

大学の改革は一夜にして成るはずはなく、多くの資料に基づく思慮深い検討と、これまでも指摘されたいくつかの問題点への反省を通して全学の学園正常化に向う努力の中から、長期にわたって細心に計画されなければならない。政治的闘争を背景とする罵声や怒号の中から大学改革へ通ずる道はない。

なお、当分の間、特別の許可なくして、夜間9時半から朝8時まで、学外者はいうに及ばず、学生の五福地区大学構内への立ち入りを禁止する。

昭和45年6月23日

富山大学長 後藤秀弘

(以上出拠：『学報』第127.128号、昭和45年6.7月)

付録：参考資料

本章に関わる資料として富山大学報道委員会が発行した『広報』15(昭和45年2月16日発行)および「大学の運営に関する臨時措置法」を付録として以下に掲載する。

付録



1. 大学問題対策本部会議の議事

2月14日午前11時から教育学部会議室において本部会議が開かれた。学長より、文部省へ提出した富山大学の現況に関する報告書について、とくにその提出経過を中心に説明があった。このとりあつかいについては、その本文を「広報」の資料として教職員に配布することになった。次に、制度委員会から、とくにその第3分科会(組織)にて教養部の性格とそのカリキュラムについて審議中である旨が報告された。さきの「大学における学生の参加について」と同じく、できるだけ早く各学部での審議にかけられ得るように審議を促進することを申しあわせた。

2. 「正常化報告書」公開要求について

2月2日行なわれた経済学部団交の途中、および2月13日開かれた全学総決起集会の直後に、一部の学生が学長室で学長等に会い、さきに本学が文部省に提出した報告書について説明を求め、2月16日正午までに公開するよう強い要求があった。

なお、この報告書に関する自治会からの公開質問状(要求書)およびそれに対する回答は、次のとおりである。

公 開 質 問 状

富山大学長 殿

富山大学評議会 殿

一般教育自治会執行部

薬学部薬友会執行部

理学科学友会執行部

昭和44年12月24日

経済学部自治会執行部
工学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部 殿
工学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

富山大学長 後藤秀弘

「公開質問状」に対する回答

先般、一般教育自治会執行部、薬学部薬友会執行部、理学科学友会執行部、経済学部自治会執行部、工学部自治会執行部、新樹寮全寮委員会、以上6者の連名によって、学長・評議会あてに提出された「公開質問状」に対し、下記のごとく回答する。

記

1 質問状の(1)に関し、「大学の運営に関する臨時措置法」について、学長・評議会はつぎの見解に立つものである。

この法は、その成立の過程に徴しても法としての権威を著しく疑わしめるものであり、また、いわゆる大学問題を解決する方法としても必ずしも適切なものとは言い難いものである。したがって、速やかに廃止の措置がとられることを期待するものである。

なお、本学としては、この法にかかわらず、大学問題について自主的に解決を進めていく方針である。

2 質問状の(2)に述べられている「紛争報告書が明確に大学立法によって制度化されているものである」という貴見解に対しては、そのとおりである。ただし、本学においては、「臨時措置法」第4条第1項の規定による「報告」を行なうてはいないし、また、行なう意思のないことを念のため申し添える。したがって、質問状の(3) (4) (5)に関しては、とくに回答を要しないものとする。

3 質問状の(6)に関し、「富大闘争始まって以来、事務当局が文部省に紛争状況を逐次電話で報告した」という件は、事務連絡として当然のことであって、このことは「大学を権力に売り渡した」ということにはあたらないものである。この種の口頭またはメモによる連絡報告は、「臨時措置法」の成立以前からの慣行であり、したがって「臨時措

我々は、学長・評議会が文部省へ提出した「紛争報告書」に関して次の事を質問する。

(1) 大学立法は、全国の学園闘争を自主解決の名の下に暴力的に圧殺するものであり、70年治安立法として大学の帝国主義的再編の一環としてあるもので、我々はそれを粉碎しなければならないと考える。学長・評議会は、現在大学立法に対して如何なる見解を持ち、如何なる立場をとるのか。

(2) 我々は、この「紛争報告書」が明確に大学立法によって制度化されているものであると考える。学長・評議会は、この「紛争報告書」を如何なるものとするのか。

(3) 我々は、学長・評議会がこの「紛争報告書」を文部省へ提出することは、内容の如何を問わず権力への屈服を意味し、これからも大学に対して権力の介入を増々招くものであり、現在までの富大闘争を全く無視したものであると考える。学長・評議会は、文部省へこの「紛争報告書」を提出したか否か。又何故文部省へ「紛争報告書」を提出する(または、した)のか。そして、提出する(した)責任者は誰か明確にせよ。

(4) 文部省へ提出する(した)「紛争報告書」の内容は、如何なるものか。全文を提示せよ。

(5) 文部省へ提出する(した)「紛争報告書」の作成は、どのようにしてなされるのか(なされたのか)。そしてその作成責任者は、誰か明確にせよ。

(6) 富大闘争が始まって以来、事務当局が文部省へ「紛争状況」を逐次電話で報告したという確証を我々は得ている。我々は、このような行為は大学を権力に売り渡したものであると考え、その責任を追求しなければならないと考える。学長・評議会は、その報告責任者は誰であり、如何なる内容を報告したのか明確にし、そのような行為に対して如何なる見解を持ち、如何なる態度をとるのか。

以上、学長・評議会は、12月24日(水)正午までに文書でもって各学部自治会執行部及び全学友に明確に回答せよ。尚我々は、(1)・(2)・(3)で明確に見解を述べたことに基づき、学長・評議会は、文部省への「紛争報告書」提出を拒否し、決定を撤回すべきだと考える。

置法」とは関係のないものであることを了承されたい。

なお、学長・評議会においては、この種の連絡報告がなされる場合、それが「臨時措置法」にいうところの「報告」となることのないよう細心の注意をはらっていることをここに申し添える。

要 求 書

富山大学学長 殿

富山大学評議会 殿

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

我々は、昨年12月、学長・評議会に対して公開質問状を提出し「紛争報告書」に関する6点の質問を出したのであるが、その回答は、我々の質問に対して何ら明確に答えていない。何故なら 大学法に対する学長・評議会の態度が不明確であり、全く具体性がない。「紛争」を「正常化」という名にすりかえ、問題の視点をずらし、「紛争報告書」=「正常化報告書」の内容、提出理由、責任者について何らふれず我々の質問を無視し、「紛争報告書」=「正常化報告書」の問題点を隠蔽している。

以上を踏まえて、我々は、再度次の事項を明確にするよう学長・評議会に要求する。

- 1 「正常化報告書」の全文を、全学友に公開すること。
- 2 「正常化報告書」の提出理由。
- 3 「正常化報告書」の提出責任者と提出先。

以上、3点を学長・評議会は文書でもって各学部自治会実行部及び全学友に、2月12日（木）正午迄に公開・回答せよ。

昭和45年2月12日

一般教育自治会執行部
薬学部薬友会執行部
理学科学友会執行部
経済学部自治会執行部
新樹寮全寮委員会

富山大学長 後藤秀弘

「要求書」に対する回答

このたびの報告は、さきの「公開質問状」の(6)に答えたごとく、文部省に対する事務連絡としての報告を文書の形にしたものにすぎない。したがって、「臨時措置法」とはまったく無関係のものであることをここに重ねて明らかにするものである。今回、「要求書」をもって、重ねて諸君の懸念が表明された趣意は了とするが、上述の点についてじゅうぶん理解されるよう望むものである。なお、念のため、今回の「要求書」の要求項目について以下のごとく回答する。

- 1 このたびの報告の全文は、「広報」に掲載される予定であるから、その際一部を届けることとする。
- 2 このたびの報告の提出理由は、前文に述べたとおりである。すなわち「臨時措置法」の成立以前からの慣行としての事務連絡を文書化したものにすぎない。
- 3 このたびの報告の提出責任者は学長であり、提出先は文部省であることはいうまでもない。

なお、このたびの報告は、評議会において「臨時措置法」によらないということを確認した上で、提出されたものであることを、念のため申し添える。

3 学部の動き

経済学部 2月2日午後2時から2番教室において、教官9名と学生約70名が参加して、学部集会（団交）が開かれた。主な議題はつぎの通りである。
(1) 正常化報告書について (2) 二教官転出と人事問題について

なお(1)については、その実状を聞くため、議長団をふくむ一部学生が、学長および学生部長をおとずれる一幕もあったが、5時前散会した。

4 学生の動き

(1) 教養部 教養部自治会では1月21日（水）午後1時から学生大会を開き、沖縄全軍労支援のためのストを決議し、1月22日と23日の両日にわたって授業を放棄した。

(2) 学生団体の動き 1月9日（金）午後1時から教養部4番教室で沖縄全軍労48時間スト支援学内総決起集会が、マル学同（中核派）富大支部および一般教育自治会執行委員会の主催で行なわれ、続いて学内をデモ行進した。

1月22日(木)午後1時半過ぎから教養部4番教室で沖縄全軍労スト支援、70年安保闘争、三里塚闘争勝利、教養部政治スト突入等についての全学討論集会在、一般教育自治会、マル学同(中核派)富大支部主催で開かれ、その後学内デモを行なった。

1月23日(金)午後1時半過ぎから教養部教室で沖縄全軍労5日間スト支援、三里塚闘争勝利、教養部政治スト突入の学内総決起集会在、マル学同(中核派)富大支部および一般教育自治会執行委員会の主催で開かれ、続いて学内・市中デモを行ない、城趾公園野外ステージでの労学市民統一集会に加わり再び市中をデモし、県民会館前で解散した。

2月4日(水)午後2時半過ぎから教養部の教室で全軍労連帯、沖縄奪還、安保粉碎のための全国労学市民・富大総決起集会在が開かれ、引き続き学内デモを行なった。

2月5日(木)午後4時過ぎから沖縄全軍労支援学内総決起集会を開き、一部の学生が街頭デモを行ない、引き続き城趾公園での労学市民連帯集会に加わり、さらに市中をデモして県民会館前で解散した。

2月11日(水)全学連絡会議主催による紀元節復活反対集会在が教養部で行なわれ、午前は教養部生討論集会在、午後は全学討論集会在が開かれた様子で、さらに学内をデモして解散した。また、一方午後1時ごろから学生会館で講演と映画の上映等が催された。ピラによれば、これは富高連準備委員会、反戦高協富山県委員会等主催の県高校生集会和連帯のようであった。

2月12日(木)午後1時ごろからマル学同(中核派)富大支部主催による全学バリ・スト実現のための政治集会在が、学生会館大集会室で開かれ、講演と映画の上映等が行なわれたもようである。

2月13日(金)午後1時過ぎから文学科前でマル学同(中核派)富大支部、経済学部自治会執行部および経済学部闘争委員会主催の沖縄全軍労第3波ストに向けて全学ストを勝ちとるための全学総決起集会在が開かれ、学内デモを行なった。

富山大学から文部省に提出された大学の現況に関する報告書

本学は、昭和44年8月27日以後一部校舎の封鎖占拠も自主的に解除され、長期間放棄されていた

授業も、逐次再開され、平静な状態に回復した。

目下、紛争の原因となった学生の要求に対しては、各学部 教養部および大学問題対策本部で、学生との接触を保ちながら、鋭意解決に努力している。

各学部・教養部では、授業再開前から、また再開後も、授業計画に支障をきたさない程度で、それぞれに学部集会(団交)などを開いて学生と話し合いを続け正常化への努力が重ねられた。

なお、各学部・教養部別に対策委員会なども設けられて、各学部・教養部の民主化や制度の改革などについて検討されつつある。

以下は、一応正常化された今日の状況にいたる経過の概要である。

1 学内紛争収拾への経過

(1) 紛争の発端

昭和41年1月頃、教官人事に端を発した経済学部の内紛は、学長・評議会の努力にもかかわらず未解決の状態であった。

経済学部学生自治会は、昭和43年10月18日経済学部学生大会を開催、経済学部の内紛の解決、教官・学生協議会規約の充実および経済学部教官選考内規を廃棄し、経済学部教授会規則を改正して、教官の補充人事を促進し学部の再建をめざし、学長・評議会および経済学部教授会に対し、大衆団交を要求したが、学長は、これに応じなかった。経済学部学生は、それを不満として10月29日から授業放棄に入った。

(2) 本部封鎖

昭和43年11月11日評議会は、経済学部教授会規則の改正を審議した結果、これを否決し、教官の人事を促進するため経済学部長から提案された経済学部人事教授会暫定規則案を了承した。

これを不服とする学生約30名は、11月12日午前2時頃本部および経済学部事務室をバリケード封鎖占拠し、21日に至って全学闘争連絡会議(全闘連)名で、下記6項目について学長・評議会および経済学部教授会に対し大衆団交を要求した。

他方、経済学部学生自治会は、事態の推移に不満を感じながらも、すでに16日に授業放棄を解除していた。

経済学部教授会の内紛過程で成立した「内規」

制定の趣旨および成立過程を明らかにせよ。これに対する内田教授の評議会への内規違反の提訴状および評議会の態度を明らかにせよ。

成績証明書偽造問題の真相を明らかにせよ。その責任を明らかにせよ。

経済学部教授会は、内田教授懲戒免職決定の経緯を明らかにせよ。評議会は、これに対して如何なる理由で白紙還元したか。白紙還元したことが内田教授に不正なしとすることによるものならば、上記決定により内田教授の名誉をきずつけた教授会多数派に如何なる処分をしたか。

内田教授の人事院提訴、名誉毀損について

富山地裁への提訴について評議会は、いかに対処しようとしているのか。内田教授は、その提訴内容を我々の前に明らかにせよ。

単位不認定問題に対する教授会・評議会の態度について

学生当事者の訴訟について、いかに対処しようとしているのか。

「新規程」案について

経済学部教授会は、人事停滞との関係で如何なる考えで同案を作成してきたのか。

評議会は同案に対して、いかなる考えで、いかにして処理してきたのか。

経済学部教授会は全闘連の要求する大衆団交に応じ、11月25日及び28日黒田講堂で開催した。

その席上、全闘連学生は、本部占拠中職員の机や保管庫等の鍵を破壊して得た経済学部内紛関係書類の一部を公開するとともに、富山大学後援会関係書類の一部も公開し、関係帳簿などの全面公開を要求した。

(3) 全学大衆団交実行委員会の動き

一部学生は、その後、全学大衆団交実行委員会（全闘連、般教自治会執行部、経専自治会執行部、薬友会執行部、全寮闘争委、2工連、3工連、経B大衆団交実行委、理学科闘争委）を結成し、12月16日5項目（後援会問題、経済学部問題、自衛官問題、工学部五福移転問題、学寮規則問題）について、学長・評議会に対し大衆団交を要求すると共に、学部独自の問題を含めて各学部毎に教授会に対し大衆団交を要求し、また一般学生にも呼びかけた。

横田学長は、学生の要求する前記5項目につい

て、昭和44年1月18日学長所見を発表し、広く学生教職員の了解を求めた。

(4) 各学部学生の授業放棄

この学長所見を不服とし、また、学長が大衆団交に応じないことを理由として、昭和44年2月各学部・教養部の各学生自治会は、学生大会においてスト権を確立し、教養部は2月7日、文理学部文学科は10日、経済学部は15日、文理学部理学科および薬学部は17日、それぞれ授業放棄に入った。

教育学部学生自治会は、2月20日学生大会を開催、スト権の確立を議題としたが採決の結果否決された。これを不満とする経済学部学生を主とする全闘連の学生約30名が2月22日早朝教育学部第1教棟を封鎖・占拠したが、同日、同学部学生および教職員で、これを解除した。

(5) 全学大衆団交推進会議と全学封鎖

昭和44年3月4日横田学長辞任、竹内文理学部長学長事務取扱が発令された。

3月6日全学大衆団交推進会議（教養部自治会、経済学部自治会、理科学友会執行委員会、新樹寮全寮委員会、薬友会執行部、文学科連絡評議会）は、さきの5項目に4項目（学長所見の撤廃、学生守則・学則の撤廃、文理改組問題、東大振り分け入学問題）を加え計9項目をかかげて大衆団交を要求した。

学長事務取扱は、それに対し、理性的な相互の話し合いの場を持つために合意に達した条件での集会を提案したが、容れられず3月10日五福地区各学部事務室および本部仮事務室（黒田講堂貴賓室、職員ホール）などが封鎖・占拠された。

学長事務取扱および各学部長、教養部長は占拠学生に対し、封鎖を解除し、退去するよう公示するとともに、一般学生には、ストおよび占拠の解除に協力し、また父兄には子弟との話し合いを持つよう呼びかける文書を配付し、正常化に努力したが、占拠学生はこれに応じなかった。

(6) 機動隊導入とその後の動き

学長事務取扱は、3月下旬の入学者選抜試験の会場を学外に移し機動隊の警備により実施したが、さらに、その後の大学運営上、事態を放置しえないとして、当時緊急のために設けられていた対策委員会（学長、各学部長、教養部長、学生部

長および事務局長で構成)にはかり、機動隊の出勤を要請、4月9日全学の封鎖を解除した。

教育学部学生自治会は、教授会の民主化、卒業生の完全就職を要求して、去る2月27日の学生大会でスト権を確立していたが、機動隊による封鎖解除に反対してスト権行使を決議し、4月16日から授業放棄に入った。

工学部学生自治会も同学部学生が逮捕されたことが直接の原因となり4月17日から、授業放棄に入った。その後5月29日の学生大会でスト解除動議が可決され翌30日から正常に授業が再開されている。

教養部は5月1日から新生の授業を開始したが、出席者数は次第に減少した。

(7) 再封鎖

機動隊導入によって一層事態は紛糾する結果となり4月中旬以降には全学部がストに入り、学長事務取扱は辞意を表明するにいたった。

このような状況の中で、全学大衆団交推進会議は、5月28日全学総決起集会を開催し、正門を椅子などによりバリケード封鎖、引続き守衛所、本部、経済学部を封鎖占拠、同31日には薬学部をも封鎖・占拠した。

(8) 学長選挙妨害と大学問題対策本部の設置

6月6日には附属学校仮事務室で実施した学長選挙投票場に推進会議等の学生約30名が乱入し、学長選挙を妨害したが同日再投票を行なって選挙を終了した。

昭和44年6月13日東北大学教授後藤秀弘が学長に発令された。

学長は、6月18日着任と同時に紛争收拾のための努力を開始し、7月2日大学問題対策本部を設置し、その中に学生委員会、制度委員会、報道委員会を設け、紛争解決の方途を講じた。

(9) 全学集会(団交)の開催

対策本部会議は、紛争收拾に努力し、先ず全学集会(団交)を開催することを決め、7月25日富山市体育館で行なった。

学長は、この全学集会(団交)において、学生の要求している事項について討議資料を作成配布し、学生代表と教官代表による全学的な討論集会を期待していたが、全学大衆団交推進会議系学生の一方向的妨害によって、終始混乱を免れなかった。

(10) 正常化の動き

学長は、全学集会(団交)のあと、文書をもって全学生に大学の正常化と授業再開などを呼びかけ、また各学部・教養部も同じような趣旨を一般学生に積極的に呼びかけた。

更に学長は9月初旬からの授業再開をめざして8月下旬全学生、教職員に対し今後の方針に関するアンケートを実施、各学部・教養部においても、9月初旬からの授業計画を同封し、学生に授業再開への協力を呼びかけた。

一方、授業再開しつつ大学問題の解決を望む学生の中には、8月中旬頃からバリケードの解除を試みるものもいたがやがてその一部有志学生によって全学正常化会議なる集団が結成され、8月26日職員および一般学生の一部と共に正門バリケード、本部および経済学部のバリケード封鎖が解除された。ひき続き、翌27日、朝、多くの教職員、学生に取り巻かれた中で薬学部占拠中の学生たちも、封鎖解除の呼びかけに応じて自主退去するよう余儀なくされた。

(11) 授業再開

9月に入り各学部・教養部は授業再開を望む学生の要求から相ついで学生大会を開催し、スト解除動議を可決して正常に授業が再開されるにいたった。

教育学部は、9月1日ストを解除し、授業計画どおり8日から授業を再開した。

経済学部は、9月13日ストを解除し、17日から授業を再開した。

薬学部は、学生との話し合いにより9月22日から授業を再開し、ストも23日解除された。

なお、大学院薬学研究科の研究実験および授業は封鎖解除後、それぞれ9月1日および12日から開始された。

文理学部理学科は、9月13日より各専攻毎に、学生との話し合いにより授業を再開し、ストも25日解除された。

文学科は、10月16日ストを解除し、翌17日より授業を再開した。

教養部は、10月24日ストを解除し、11月1日から授業を再開した。

2 今後の見通し

管理機能を有効適切に運用し、責任体制を明確化して、本学としての大学改革案の検討をいそぎ、その実現の方途を考究する。

学生とのコミュニケーションをはかり、学生の主張、要求に対しては、聞くべきもの、説明すべきもの、譲るべきもの、拒否すべきもの等に対する大学の態度を明確にする。

以上の点を明確にしつつ教職員、学生相互の理解の上に現在の大学の未解決の諸問題を解決し、学園の正常化の維持徹底を期したい。

なお、この紛争の間、学生の説得につとめた教官の努力と、職場を奪われながら職務を遂行した職員の責任感の特筆すべきものである。これが良識ある学生の協力を背景に今後の問題の解決、事態の正常化への大きな力ともなるであろう。

(註) 授業実施状況および授業計画については別紙のとおり添付する。

別紙

授業実施状況および授業計画

(1) 文理学部の文学科、前期の授業は、44年10月17日(金)から同年12月12日(金)までの8週間にわたり、平日の時間延長および日曜日を充当して実施した。

後期の授業は、44年12月17日(水)から45年3月21日(土)までの13週間にわたり日曜日を充当して実施、4年次は3月15日(日)までとし、不足分は時間延長で補う予定。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで実施の予定である。

文理学部の理学科、前期の授業は、44年9月13日(土)から同年12月12日(金)までの13週間にわたり、日曜日を充当して実施した。

後期の授業は、文学科と同じである。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月16日(金)から5月16日(土)まで実施の予定である。

(2) 教育学部の前期の授業は、44年9月8日(月)から同年12月6日(土)までの13週間にわたり、日曜日も充当して15週分実施した。3年次の教

育実習は45年度に実施し、4年次の教育実習(選択)については特別措置を講じた。

後期の授業は、時間を延長して44年12月8日(月)から45年3月14日(土)までの13週間にわたり15週分を実施する。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで15週実施の予定である。

(3) 経済学部の前期の授業は44年9月17日(水)から同年12月9日(火)までの11週間にわたり、平日の時間延長および祝日もも充当して実施した。44年12月11日(木)から12月15日(月)までは期末試験を実施した。

後期の授業は44年12月16日(火)から45年3月9日(月)までの11週間にわたり、平日の時間延長および祝日もも充当して実施。45年3月10日(火)から3月16日(月)まで期末試験を実施する予定である。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から4月18日(土)まで授業実施、4月20日(月)から4月28日(火)まで補講および期末試験を実施する予定である。

(4) 薬学部の前期の授業は、3年次は44年9月25日(木)から45年1月16日(金)までの15週間にわたり、1月17日(土)から1月27日(火)まで補講および期末試験を実施する予定である。

4年次は44年9月22日(月)から同年11月15日(土)まで授業を実施し、それと平行して9月29日から卒業実験を実施中である。

後期の授業は45年1月29日(木)から同年5月20日(水)までの15週間にわたり、5月21日(木)から5月29日(金)まで補講および期末試験を実施する予定である。4年次は前期に引続き3月20日まで卒業実験を実施する予定である。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月5日(月)から5月13日(水)まで授業を実施し、5月14日(木)から5月29日(金)まで補講および期末試験を実施する予定である。

大学院薬学研究科学生の研究実験および授業は、封鎖のため実質約1.5カ月中断されたが、その不足分を祝日と冬期休暇で充当して、45年3月20日まで実施する。

(5) 工学部の前期の授業のうち、43日間の授業放

棄の分は、夏休み期間と学期休み期間（44年10月1日から10月16日まで）に実施した。

後期の授業は平常どおりである。

なお、教養課程から移行した2年次後期は45年1月16日（金）から5月16日（土）まで実施の予定である。

（6）教養部の2年次生前期の授業は44年11月1日（土）から同年12月26日（金）までの8週間にわたり平日の時間延長、週2回授業などにより実施した。

1年次生の前期授業は44年5月1日（木）から同年6月11日（水）までの5週間と、11月1日（土）から45年1月17日（土）までの10週間にわたって実施した。後期の授業は45年1月19日（月）から同年4月18日（土）までの13週間にわたり、平日の時間延長をして実施する予定である。

（出拠：『広報』 15、昭和45年2月16日、富山大学報道委員会）

なお、対策本部は3つの運営委員会を設け検討を行ったが、そのうちの制度委員会がまとめた「大学における学生の参加について」を次に掲げる。

大学における学生の参加について

昭和44年10月13日

富山大学大学問題対策本部制度委員会

この資料は「大学問題対策本部制度委員会」の審議経過をまとめたものであって、富山大学の公式見解を示すものではない。今後検討されることによって変更もあり得るので、この資料について多くの意見が寄せられることを希望する。

学生は教職員と共に大学の構成員であり、従って大学自治のにない手である。この立場から考える時、大学の意思形成、また決定の過程において学生の意見を反映させることは大学の機能を発揮させるためにも望まれることである。

言うまでもなく、学生は修学が目的である。在学期間も限定され、大学の運営に関する責任および能力にも自ら限界があるが、学生がその地位と資格に応じて、大学の意思形成に適当な領域と形で参加することの制度化が検討されるべきであろう。学生の意思を反映させる方式としては、その領域と目的に応じて各種の方法が考慮されるが、

今後の試行と検討によって最も適切な方法に定着されるべきであろう。

1. 学生の自治組織について 学生の自治組織は全員加入をたてまえとする自治会と任意加入のサークルなどの諸組織に大別される。

学生自治会は学生の自治活動の他に大学の運営に学生が参加する上で、その基礎となる組織である。そのために公認団体としての性格をもち、規約や役員名を公表し、その責任を明確にすることが必要である。

また、自治会の交渉の申出に対しては大学は誠意をもって対処すべきである。

2. 学寮について 学寮は本来教育的施設として設けられたものであるが、現状においてはむしろ福利厚生施設としての性格が強い。学寮は寮生の共同的な日常生活の場であるから、国有財産としての建造物の管理およびその処分の面を除いて、寮生の生活に関する学寮の運営については寮生の主体性を尊重し、その自治組織に委ねるべきであろう。

この方針の具体化は今後寮生との協議機関において検討されるべきであろう。

3. カリキュラムについて カリキュラムの編成を含む教育計画や教育内容、方法などの決定は最終的には教官の責任であるが、その決定の過程において、学生が自由に希望を述べ、意見を提出する機会が各学部、学科の実情に応じて制度的に保障されることが必要であろう。

4. 学生守則について 現行の学生守則は全面的に再検討を必要とする。学内規律は学生の諸活動を必要以上に規制しない性格であるべきである。特に第10条以下の学生の諸活動に関するものについては、学生のみならず一般的な学内通則とすることが望ましい。そのため教職員と学生の参加した協議機関が設けられるべきである。

5. 学生の懲戒について 学内規律および学生の懲戒については、大学自治の本義に則り、新しく学生が参加した協議機関を設け、学生処分の実体規定および手続き規定などを明確にする必要がある。

（出拠：『広報』 13、昭和44年11月17日、富山大学報道委員会）

(教育等の休止及び停止)

第七条 紛争大学の学長は、大学紛争を収拾するため必要があるときは、大学紛争が生じている学部、教養部、大学院研究科その他の部局又は組織(以下「学部等」という。)における教育及び研究に関する機能の全部又は一部を、六月以内の期間、休止することができる。この場合において、やむを得ない事情があるときは、その期間を三月以内において延長することができる。

2 紛争大学の学部等において大学紛争が生じた後九月以上を経過した場合又は学部等の大学紛争を収拾された後一年以内に同一の学部等において再び大学紛争が生じ、その後六月以上を経過した場合において、なおこれらの大学紛争の収拾が困難であると認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいたつて、臨時大学問題審議会の議に基づき、当該学部等における教育及び研究に関する機能を停止することができる。この場合においては、当該大学の学長に対し所要の措置をとるよう指示するものとする。

3 前項の停止の措置がとられている紛争大学の学部等における大学紛争が収拾されたと認められるときは、文部大臣は、当該大学の学長の意見をきいて、当該学部等に係るその措置を解除しなければならない。

(教育等の停止に伴う効果)

第八条 紛争大学の学部等について前条第二項の停止の措置がとられたときは、その措置が解除されるまでの間は、次に定めるところによる。

一 当該学部等の職員(次に掲げる者を除く。)については、任命権者は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第七十九条及び第八十一条の規定にかかわらず、これを休職するものとする。この場合において、教育公務員特例法第十条の規定は、適用しない。

イ 当該大学の大学紛争の処理に関し特に必要な業務、日常管理業務又は特別の事情により直ちに停止することが困難な業務であつて、文部省令で定めるものに従事する者
ロ 非常勤職員

ハ 他の法律の規定による休職者及び停職者

二 前号の規定による休職者には、俸給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の七十以内を支給する。

三 第一号の規定による休職者には、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第百号)の規定に基づき、寒冷地手当を支給する。この場合において、同法第二条の二第二項中、「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「大学の運営に関する臨時措置法(昭和四十四年法律第七十号)第八条第一号」とする。

四 第一号の規定による休職者は、その併任官職に係る職務に従事することができる。

この場合において、その者には、当該官職に係る勤務について、その実態に応じ、人事院規則で定める給与を支給することができる。

五 第一号の規定による休職は、この条に別段の定めがある場合を除き、他の法令の規定の適用については、国家公務員法第七十九条の規定による休職とみなす。

六 前各号に規定するもののほか、第一号の休職に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

七 当該学部等の教員の欠員の補充は、行なわない。

八 当該学部等の学生については、前条第二項の停止の措置がとられている期間は、法令の規定による在学期間に算入しない。

九 当該学部等の学生の前号の期間に係る授業料は、免除する。

十 日本育英会は、当該学部等の学生に対しては、日本育英会法(昭和十九年法律第三十号)第十六条第一項第一号の学資の貸与を行なわないものとする。

(昭四五法一一九・一部改正)

(国立学校設置法の改正等の措置)

第九条 第七条第二項の措置がとられた後三月以上の期間を経過してもなお大学紛争の収拾が著しく困難であり、当該大学又はその学部等の設置の目的を達成することができないと認められるに至つたときは、その事態に応じ、国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)を改正するための措置その他必要な措置が講ぜられなければならない。

2 文部大臣は、前項の措置を講じようとするときは、当該大学の学長の意見をきくとともに、臨時大学問題審議会の議を経なければならない。

(学部等)間の紛争に係るあつせん

第十条 紛争大学の学部等の間で当該大学の運営についての紛争があり、かつ、これが当該大学における大学紛争の収拾にとつて重大な支障となつていと認められるときは、当該大学の学長は、関係学部等の長の同意を得て、文部大臣に対し、当事者間の紛争の解決を図るためのあつせんを申請することができる。

2 文部大臣は、前項の申請があつたときは、臨時大学問題審議会によるあつせんに付するものとする。

3 前項のあつせんは、臨時大学問題審議会の会長がその委員又は特別委員のうちから指名するあつせん員によつて行なう。

(紛争大学の入学者の選抜等の協議)

第十一条 紛争大学においてその新入学者に対する教育の実施又は学生の卒業が正規に行なわれるという見とおしをすることが困難であると認められるときは、当該大学の学長は、入学者の選抜又は学生の卒業に関し、文部大臣に協議しなければならない。

(以下省略)

付録

大学の運営に関する臨時措置法

(昭和四十四年八月七日 法律第七十号)

改正 昭四五法一九・平一法一〇二(未施行 一一二〇ページ参照)

大学の運営に関する臨時措置法をここに公布する。

大学の運営に関する臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、大学の使命及び社会的責務並びに最近における大学問題の状況にかんがみ、大学紛争が生じている大学によるその自主的な收拾のための努力をたすけることを主眼としてその運営に関し緊急に構すべき措置を定め、もつて大学における教育及び研究の正常な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学紛争」とは、大学(学校教育法(昭和二十二年法律第一六号)第一条に規定する大学をいう。以下同じ。)(の管理に属する施設の占拠又は封鎖、授業放棄その他の学生(これに準ずる研究生等を含む。以下同じ。))による正常でない行為により、大学における教育、研究その他の運営が阻害されている状態をいう。

(学長等の責務)

第三条 大学の学長、教員その他の職員は、当該大学の正常な運営とその改善に意を用い、当該大学に大学紛争が生じたときは、全員が協力してすみやかにその受当な收拾を図るよう努めなければならない。

2 大学紛争が生じている大学の学長は、当該大学の最高責任者として、当該大学紛争の收拾にあたっては、指導性を發揮して全学的に職員の意思の統合を図り、その收拾に関する方針及び措置を決定し、これを推進するよう努めなければならない。この場合において、当該大学の管理に属する施設、設備その他の財産が本来の目的に従つて管理され及び保全されるように適切な措置を講じなければならない。

3 大学紛争が生じている大学の学長その他の機関は、当該大学紛争に係る問題に関し、ふさわしい領域内において提起される当該大学の学生の希望、意見等を適切な方法によつてきくよう努め、これらの希望、意見等で当該大学紛争の受当な收拾及び当該大学の運営の改善に資すると認められるものについては、その講ずべき措置にこれを反映させるように配慮しなければならない。

(大学紛争の報告)

第四条 国立大学の学長は、当該大学において大学紛争が生じたときは、直ちに文部大臣にその旨及び当該大学紛争の状況を報告しなければならない。

2 文部大臣は、前項の国立大学の学長に対し、当該大学の大学紛争の状況並びに当該大

学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のため講じた措置及び講じようとする措置について、必要に応じ、報告を求めることができる。

(文部大臣の勧告)

第五条 文部大臣は、大学紛争が生じている国立大学(以下「紛争大学」という。)(の学長に対し、当該大学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のため講ずべき措置について、臨時大学問題審議会にはかり、必要な勧告をすることができる。

2 前項の勧告は、当該大学による自主的な大学紛争の收拾及び当該大学の運営の改善のための努力をたすけるようなものでなければならない。

3 第一項の勧告を受けた紛争大学の学長及び当該大学のその他の機関は、その勧告を尊重し、勧告に係る措置の実施に努めなければならない。

(運営機関等の特例)

第六条 紛争大学において、その大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する措置を迅速かつ適切に決定し及び執行するため必要があると認められるときは、学長は、評議会(これを置かない大学にあつては、教授会、次項において同じ。)(にはかり、次の措置をとることができる。

一 一次に掲げる機関を設けること。

イ 副学長その他これに準ずる学長を補佐する機関

ロ 大学紛争の收拾及び大学の運営の改善に関する事項について審議する機関

ハ 大学の運営に関する事項を管理し及び執行する機関

二 学校教育法及び教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)に規定する機関で当該大学に置かれているものの職務及び権限の一部を、学長がみずから行なうものとし、若しくはこれらの機関の議を経ることなく行なうことができるものとし、又はこれらの法律に規定する機関のうち他の機関若しくは前号の機関に行なわせるものとする。

2 紛争大学においては、学長は、評議会にはかり、当該大学の大学紛争の收拾及び運営の改善に関する諸問題について意見を聴取し又は協議するための会議を設けることができる。

3 第一項第一号イ又はハに掲げる機関の設置及びその他の機関に対する同項第二号の措置は、学長があらかじめ文部大臣に協議して行なうものとし、同項第一号に掲げる機関(同号ロに掲げる機関にあつては、同項第二号の措置がとられるものに限る。)(又はその構成員の任命は、学長の申出に基づき、文部大臣が行なうものとする。

4 第一項第一号ロに掲げる機関の構成員には、当該大学の職員のほか、当該大学の職員以外の者で学識経験を有するものを加えることができるものとし、第二項の会議には、これらの者又はふさわしい領域内の問題について当該大学の学生を代表する者を参加させることができるものとする。